

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

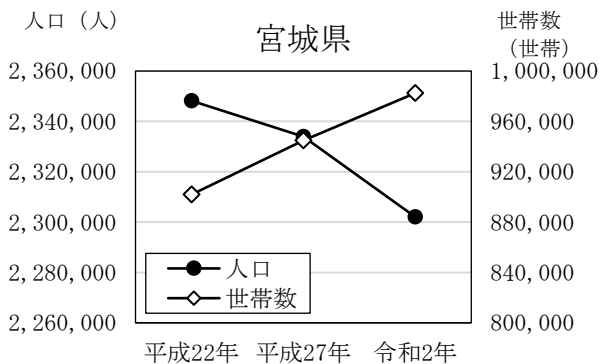
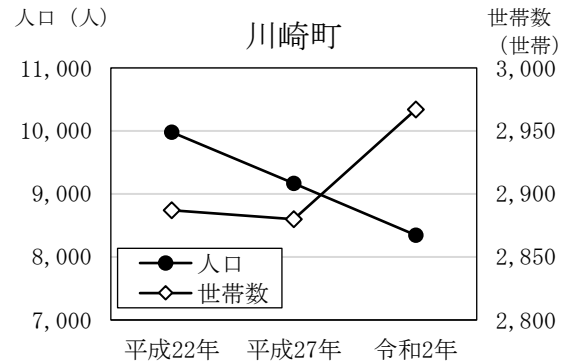
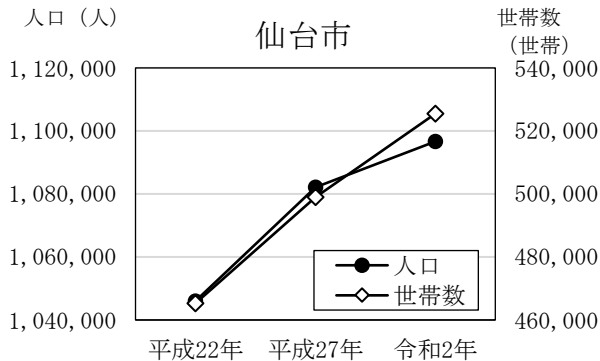
仙台市、川崎町及び宮城県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

仙台市の人口及び世帯数はともに増加、川崎町の人口は減少、世帯数は増加している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
仙台市	平成 22 年	1,045,986	507,833	538,153	465,260
	平成 27 年	1,082,159	527,170	554,989	498,953
	令和 2 年	1,096,704	531,617	565,087	525,455
川崎町	平成 22 年	9,978	4,833	5,145	2,887
	平成 27 年	9,167	4,508	4,659	2,880
	令和 2 年	8,345	4,100	4,245	2,967
宮城県	平成 22 年	2,348,165	1,139,566	1,208,599	901,862
	平成 27 年	2,333,899	1,140,167	1,193,732	944,720
	令和 2 年	2,301,996	1,122,598	1,179,398	982,523

〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

仙台市、川崎町及び宮城県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、仙台市、川崎町ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	仙台市	川崎町	宮城県
第一次産業	3,853 (0.8)	421 (9.7)	44,050 (4.2)
農 業	3,579	353	36,934
林 業	188	60	1,449
漁 業	86	8	5,667
第二次産業	77,560 (15.9)	1,426 (32.7)	236,613 (22.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	57	9	347
建設業	44,456	625	105,548
製造業	33,047	792	130,718
第三次産業	406,208 (83.3)	2,515 (57.7)	772,212 (73.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	4,874	15	8,326
情報通信業	19,511	22	25,122
運輸業、郵便業	28,183	265	65,076
卸売、小売業	93,164	508	181,474
金融、保険業	14,394	34	22,951
不動産業、物品賃貸業	15,870	37	23,424
学術研究、専門・技術サービス業	21,284	49	32,947
宿泊業、飲食サービス業	30,488	235	56,914
生活関連サービス業、娯楽業	17,462	249	35,876
教育、学習支援業	32,071	129	55,799
医療、福祉	66,004	468	135,001
複合サービス事業	2,854	44	9,564
サービス業（他に分類されないもの）	39,200	301	75,541
公 務（他に分類されるものを除く）	20,849	159	44,197
分類不能の産業	14,569 (2.9)	31 (0.7)	28,473 (2.6)
総 数	502,190	4,393	1,081,348

注：1. 第 1 次～第 3 次産業の割合は第 1 次～第 3 次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔令和 2 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農 業

仙台市、川崎町及び宮城県における農業産出額は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年における農業産出額は、仙台市は米、川崎町は肉用牛が最も多くなっている。

表 3.2-3 農業産出額（令和 2 年）

（単位：仙台市及び川崎町；1,000 万円、宮城県；億円）

区 分		仙台市	川崎町	宮城県
耕種	米	328	70	795
	麦類	1	0	2
	雑穀	0	0	0
	豆類	30	1	33
	いも類	3	1	8
	野菜	260	17	275
	果実	8	1	30
	花き	14	x	26
	工芸農作物	0	0	1
	茶	—	—	0
	その他作物	1	x	5
	小計①	645	94	1,176
畜産	肉用牛	16	124	245
	乳用牛	48	36	138
	生乳	45	33	124
	豚	—	x	141
	鶏	1	41	199
	鶏卵	1	40	132
	ブロイラー	—	—	58
	その他畜産物	0	x	1
小計②	64	217	724	
加工農産物③		—	—	2
合計（①+②+③）		709	311	1,902

注：「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「—」は事実のないものを示す。

〔「生産農業所得統計」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(2) 林 業

仙台市、川崎町及び宮城県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年の林野面積は仙台市が 43,954ha、川崎町が 20,725ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
仙台市	43,954	18,457	18,439	18	25,497	1,239	4,067	20,191
川崎町	20,725	8,082	8,081	1	12,643	640	3,102	8,901
宮城県	407,710	121,700	117,094	4,606	286,010	11,808	60,704	213,498

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(3)水産業

宮城県の内水面漁業の状況は、表 3.2-5 のとおりであり、令和 3 年における内水面漁業漁獲量は 99t、内水面養殖業収穫量は 205t である。

表 3.2-5 内水面漁業の状況（令和 3 年）

(単位：t)

内水面漁業漁獲量			内水面養殖業収穫量		
区分		宮城県	区分		宮城県
魚類	さけ類	47	ます類	にじます	131
	あゆ	0		その他	x
	その他	0		小計	x
	小計	48	あゆ	x	
貝類	しじみ	51	こい	—	
	その他	—	うなぎ	—	
	小計	51	計	205	
その他の水産動植物類		—			
天然産種苗採捕量※	あゆ	0			
計		99			

注：1. 「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「—」は事実のないものを示す。

2. 「※」は漁獲量の内数である。

〔「内水面漁業生産統計調査」（農林水産省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(4)工 業

仙台市、川崎町及び宮城県の工業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和元年の製造品出荷額等は、仙台市が 99,436,325 万円、川崎町が 1,510,157 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	仙台市	川崎町	宮城県
事業所数（事業所）	461	18	2,528
従業者数（人）	15,999	795	116,847
製造品出荷額等（万円）	99,436,325	1,510,157	453,356,515

注：事業所数及び従業者数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和元年 1 年間の数値である。

〔「2020 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(5) 商 業

仙台市、川崎町及び宮城県の商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、仙台市が 9,124,047 百万円、川崎町が 5,584 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	仙台市	川崎町	宮城県
卸売業	事業所数（事業所）	4,833	8	6,858
	従業者数（人）	50,022	30	64,898
	年間商品販売額（百万円）	7,632,689	1,251	8,782,579
小売業	事業所数（事業所）	6,360	93	15,245
	従業者数（人）	58,492	286	119,642
	年間商品販売額（百万円）	1,491,357	4,333	2,772,330
合 計	事業所数（事業所）	11,193	101	22,103
	従業者数（人）	108,514	316	184,540
	年間商品販売額（百万円）	9,124,047	5,584	11,554,910

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）「市区町村編」統計表データ」（総務省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

仙台市、川崎町及び宮城県の地目別土地利用の状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年における地目別土地利用の状況は、仙台市、川崎町とも森林が最も多くなっている。

表 3.2-8 地目別土地利用の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

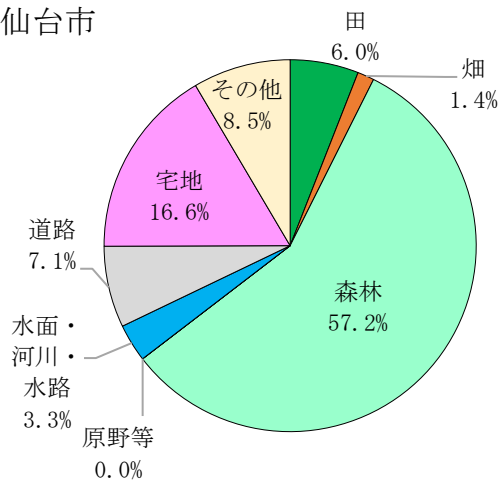
（単位：ha、（ ）内は％）

区分	田	畑	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	計
仙台市	4,680 (6.0)	1,140 (1.4)	44,965 (57.2)	1 (0.0)	2,587 (3.3)	5,566 (7.1)	13,023 (16.6)	6,673 (8.5)	78,635 (100)
川崎町	1,150 (4.2)	541 (2.0)	21,492 (79.4)	16 (0.1)	640 (2.4)	529 (2.0)	428 (1.6)	2,269 (8.4)	27,077 (100)
宮城県	103,720 (14.2)	22,086 (3.0)	413,521 (56.8)	3,880 (0.5)	32,969 (4.5)	34,506 (4.7)	48,336 (6.6)	69,211 (9.5)	728,229 (100)

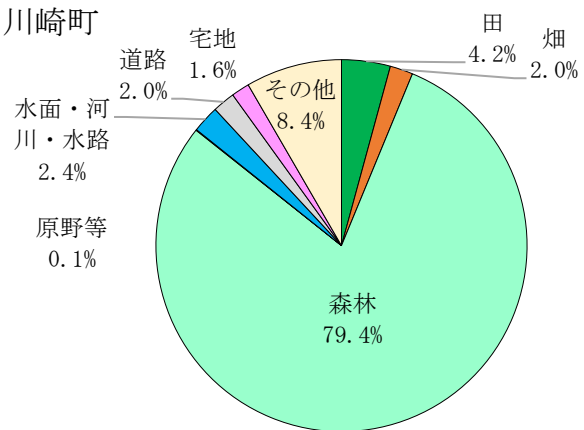
注：数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 3 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和 4 年）より作成

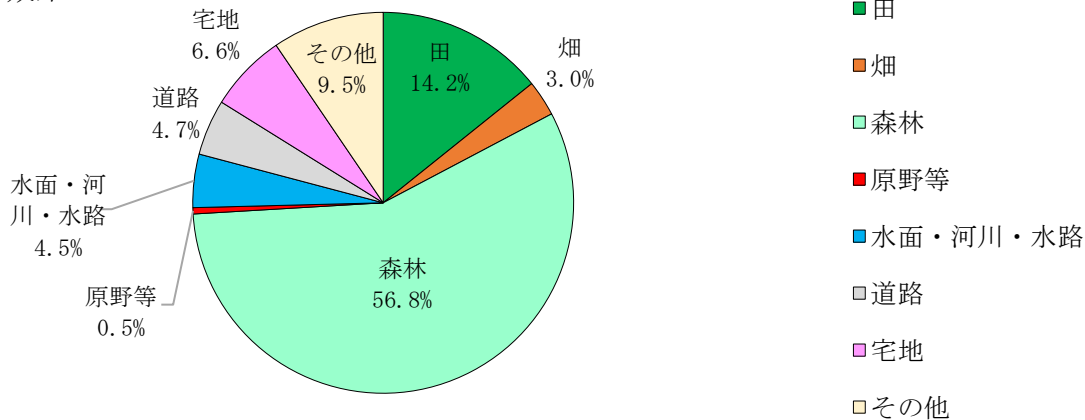
仙台市



川崎町



宮城県



〔令和 3 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和 4 年）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲に都市地域が存在している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおり、対象事業実施区域の周囲に農業地域が存在している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が存在している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおり、対象事業実施区域の周囲に農用地区域が存在している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域は、図 3.2-6 のとおり、対象事業実施区域の周囲に第一種住居地域等が存在している。また、対象事業実施区域は用途地域の指定がなく、市街化調整区域とされている。

(4) ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成 16 年宮城県条例第 42 号）に基づく水道水源特定保全地域はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲における「広瀬川の清流を守る条例」（昭和 49 年仙台市条例第 39 号）に基づく環境保全区域及び水質保全区域の指定状況は表 3.2-9 及び図 3.2-7 のとおり、対象事業実施区域の周囲に水質保全区域等が存在している。

表 3.2-9 広瀬川の清流を守る条例に基づく保全区域の指定状況

区分	面積	備考	指定年月日
環境保全区域	特別環境保全区域：263ha 第一種環境保全区域：273ha 第二種環境保全区域：47ha 合計：583ha	青葉山及び広瀬川沿いの段丘崖等の水域と一帯となった自然環境を形成する区域。	昭和 49 年 9 月 28 日
水質保全区域		清流としての水質管理基準を広瀬川のシンボルであるアユが生息できる水質条件とし、ブロック毎の許容負荷量と排出規制基準を定めている。	

〔令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書〕（仙台市、令和 3 年）より作成

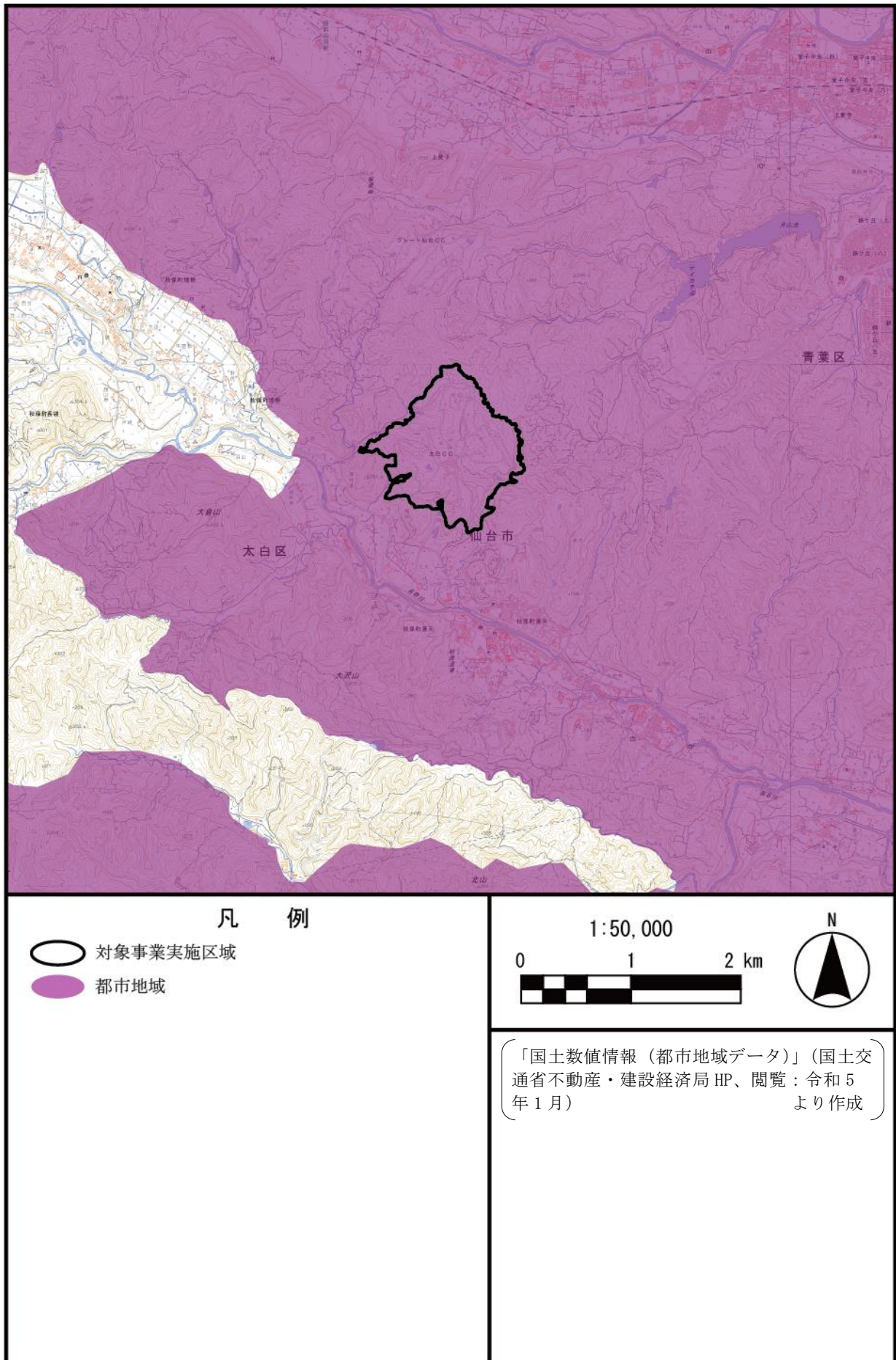


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

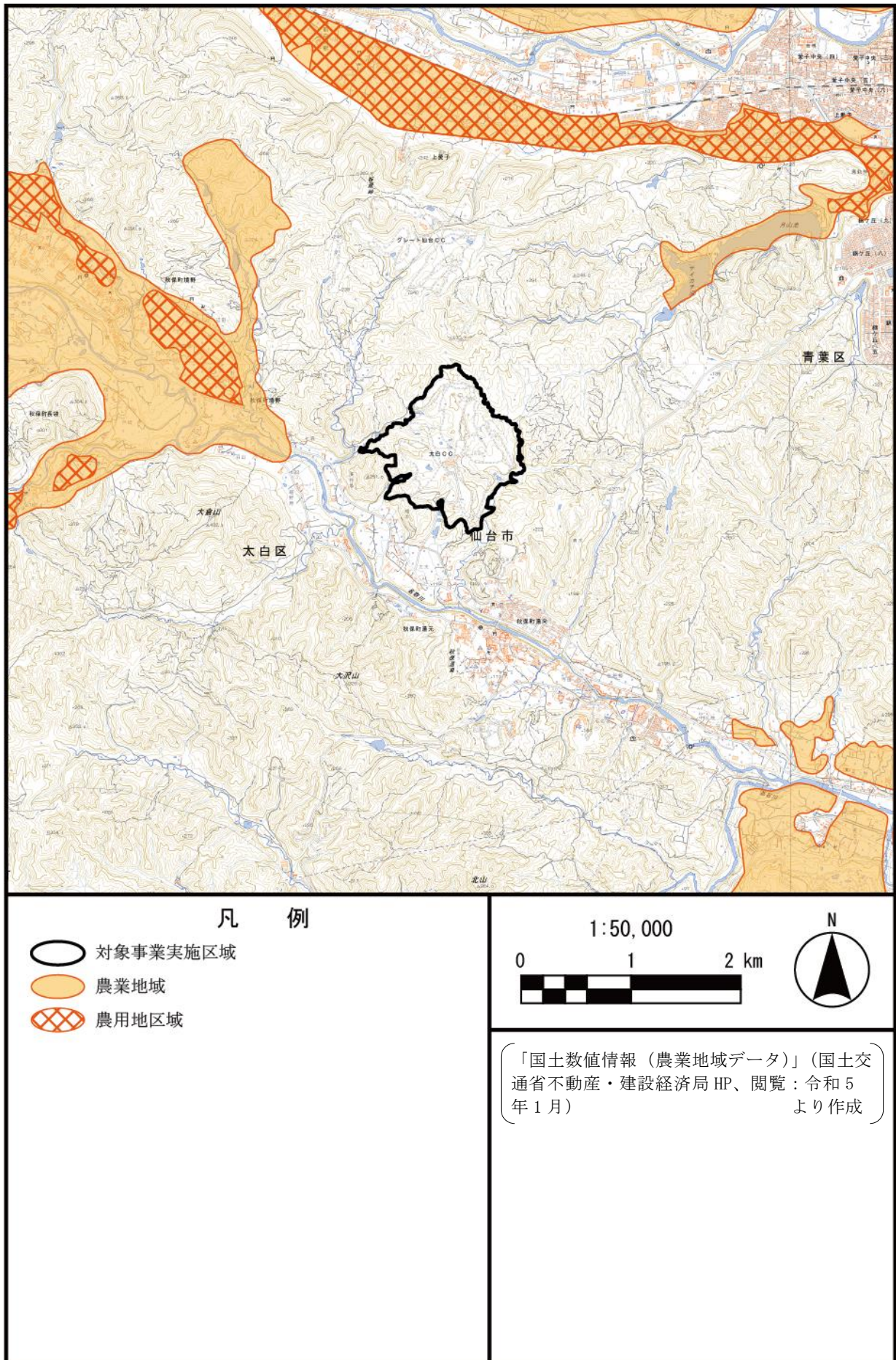


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

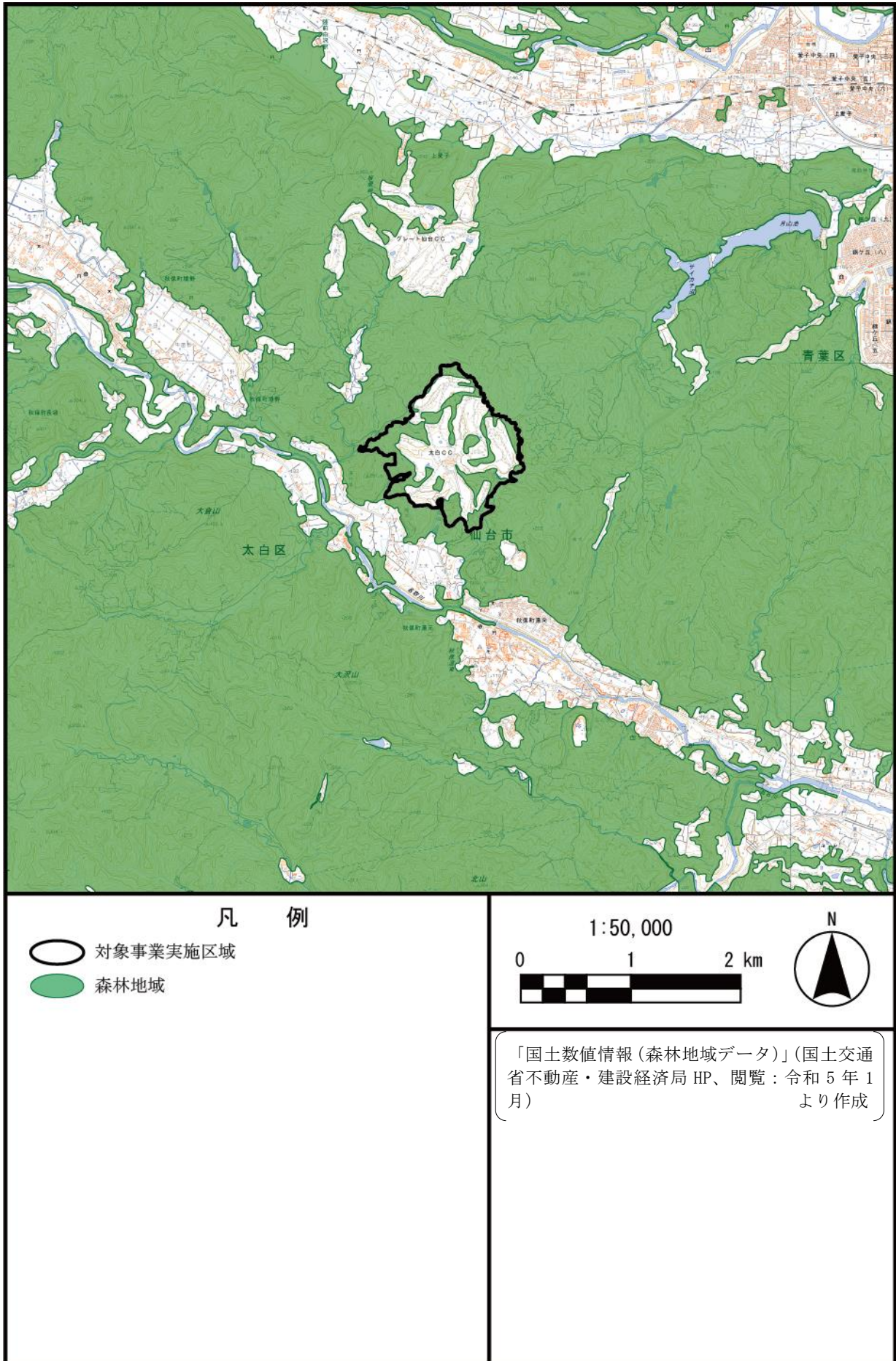


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

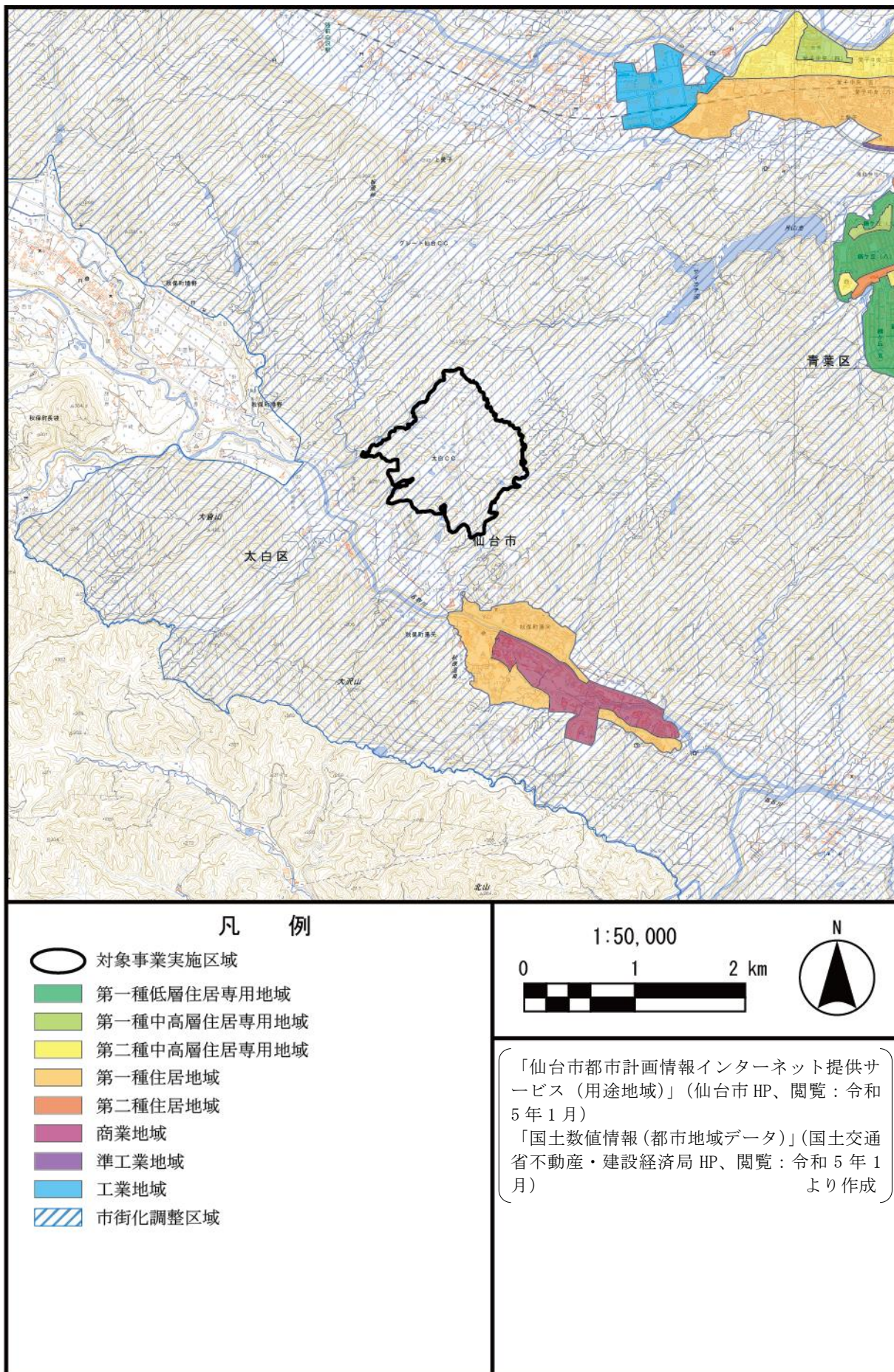


図 3.2-6 都市計画に基づく用途地域及び市街化調整区域

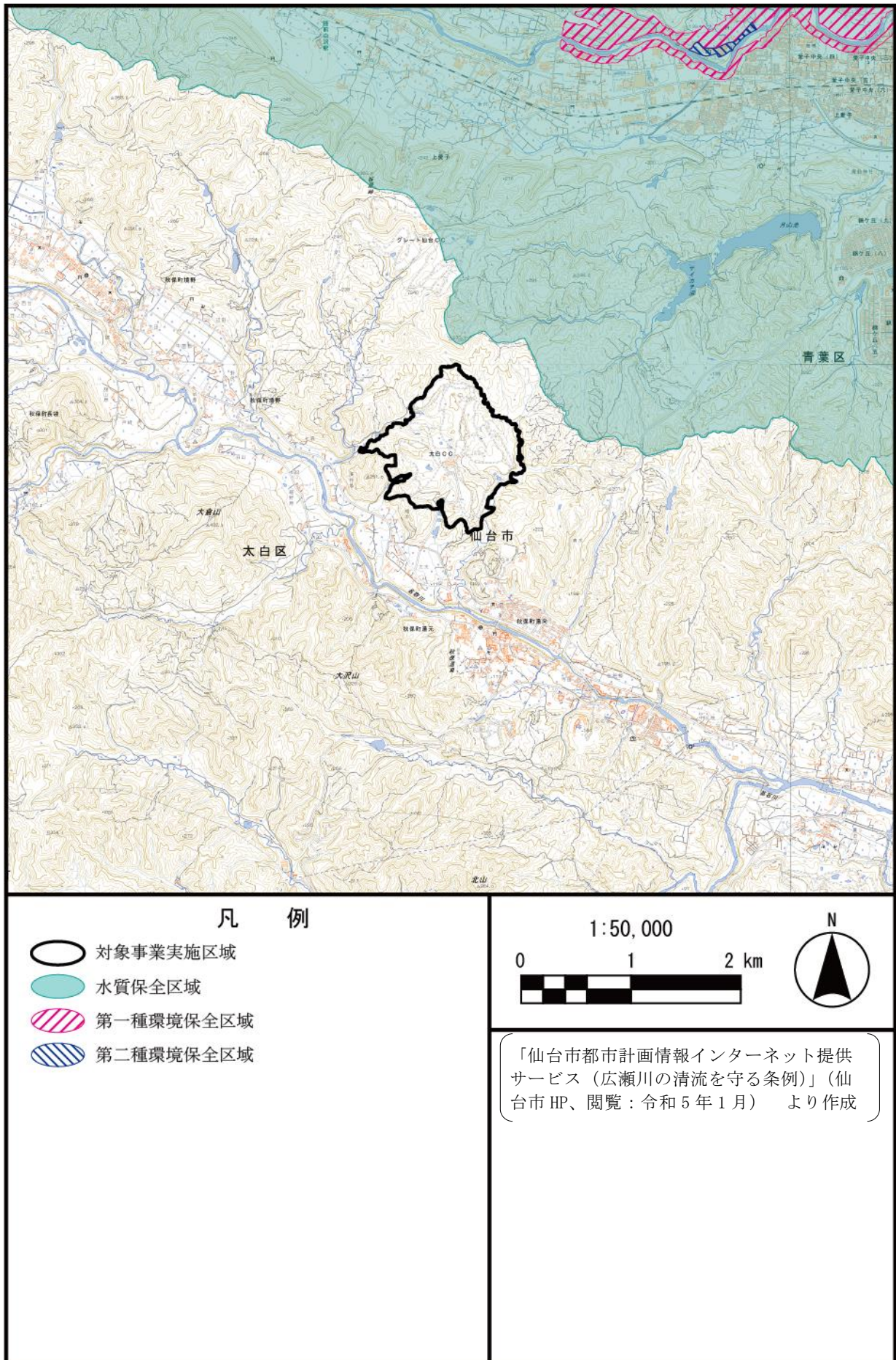


図 3.2-7 広瀬川の清流を守る条例に基づく保全区域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における令和2年度の水道用水の取水状況は、表3.2-10のとおりである。なお、仙台市及び川崎町では、簡易水道は利用されていない。また、対象事業実施区域及びその周囲に取水地点は存在しない。

表 3.2-10 水道用水の取水状況（上水道・令和2年度）

事業体名	年間取水量（千m ³ /年）								
	地表水			地下水			その他 （湧水等）	浄水受水	合計
	ダム直接	ダム放流	表流水 （自流）	伏流水	浅井戸	深井戸			
仙台市	52,657	38,484	5,768	0	0	0	100	28,062	125,071
川崎町	117	0	1,154	0	0	0	0	0	1,271

〔「宮城県の水道」（宮城県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域の周囲において、農業用水は名取川、碁石川及び広瀬川を利用している。また、「農業用ため池に関する情報」（宮城県 HP、閲覧：令和5年1月）によると、農業用のため池は仙台市に273か所、川崎町に33か所存在する。対象事業実施区域の周囲における農業用ため池の状況は、図3.2-9のとおりである。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川及び湖沼における、「漁業法」（昭和24年法律267号）に基づく内水面漁業権は、表3.2-11及び図3.2-8のとおりである。

表 3.2-11 内水面漁業権の内容

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	組合名	存続期間
内共 第18号	第五種共同漁業 あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで ただし宮城県内水面漁業調整規則及び行使規則の禁止期間を除く。	広瀬名取川漁業協同組合	平成25年9月1日から平成35年（令和5年）8月31日まで
内共 第19号	第五種共同漁業 あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、わかさぎ漁業			

〔「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」（平成25年宮城県告示第757号）
「遊漁規制の認可」（平成25年宮城県告示第758号）より作成〕

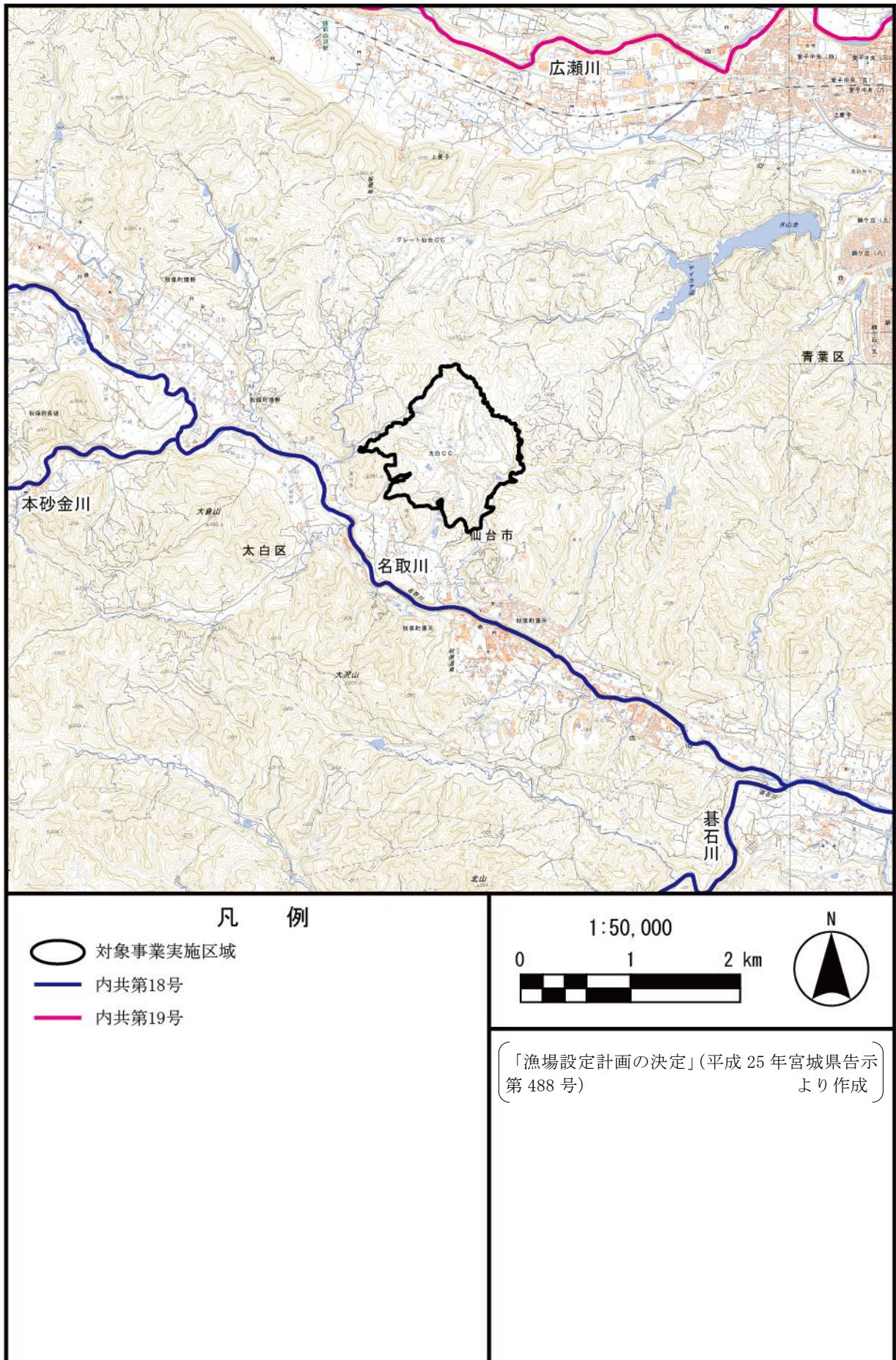


図 3.2-8 河川の利用状況 (内水面漁業権)

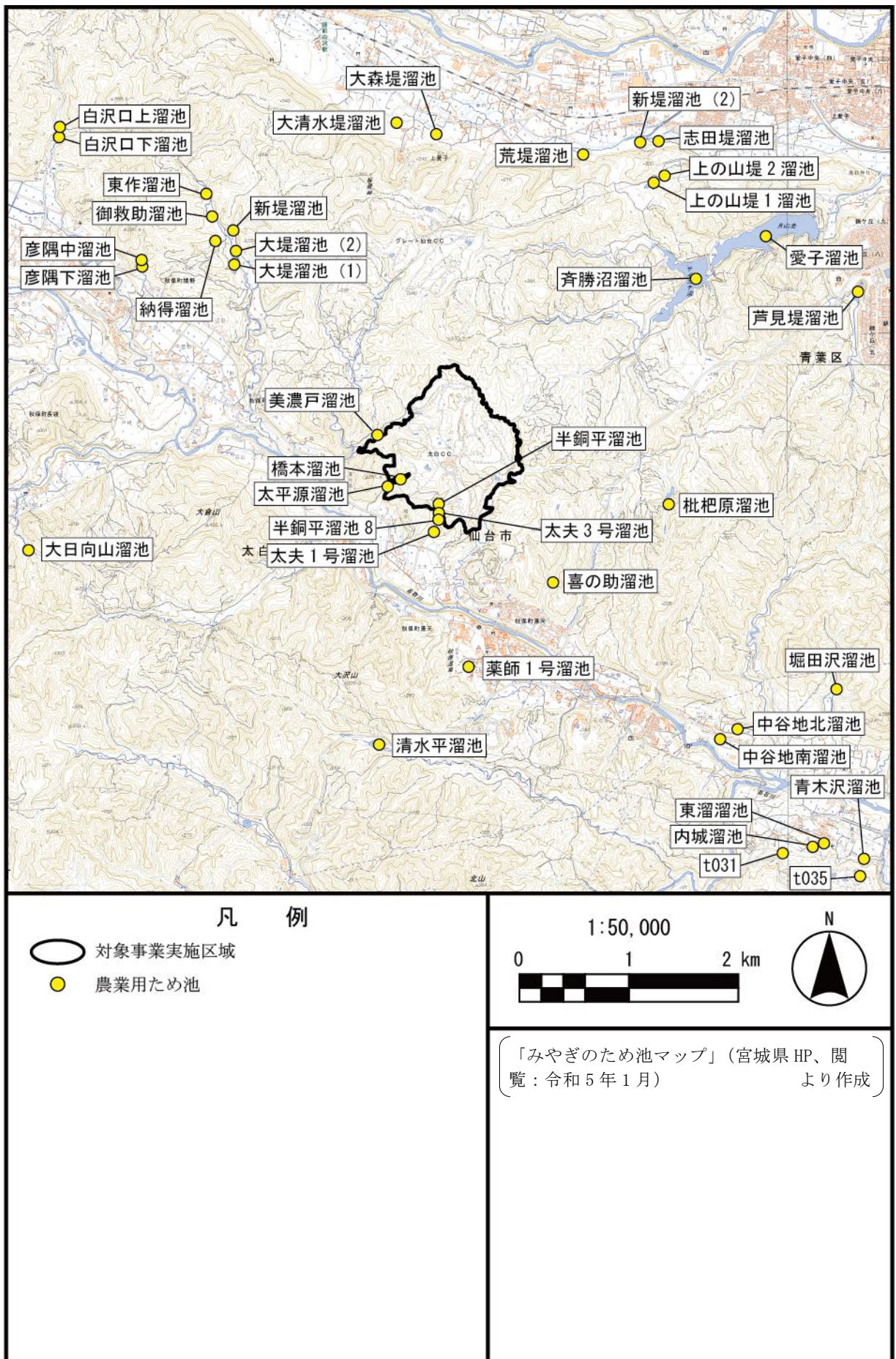


図 3.2-9 農業用ため池の状況

2. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における地下水からの水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲において水道用水に地下水は利用されていない。

(2) 温泉

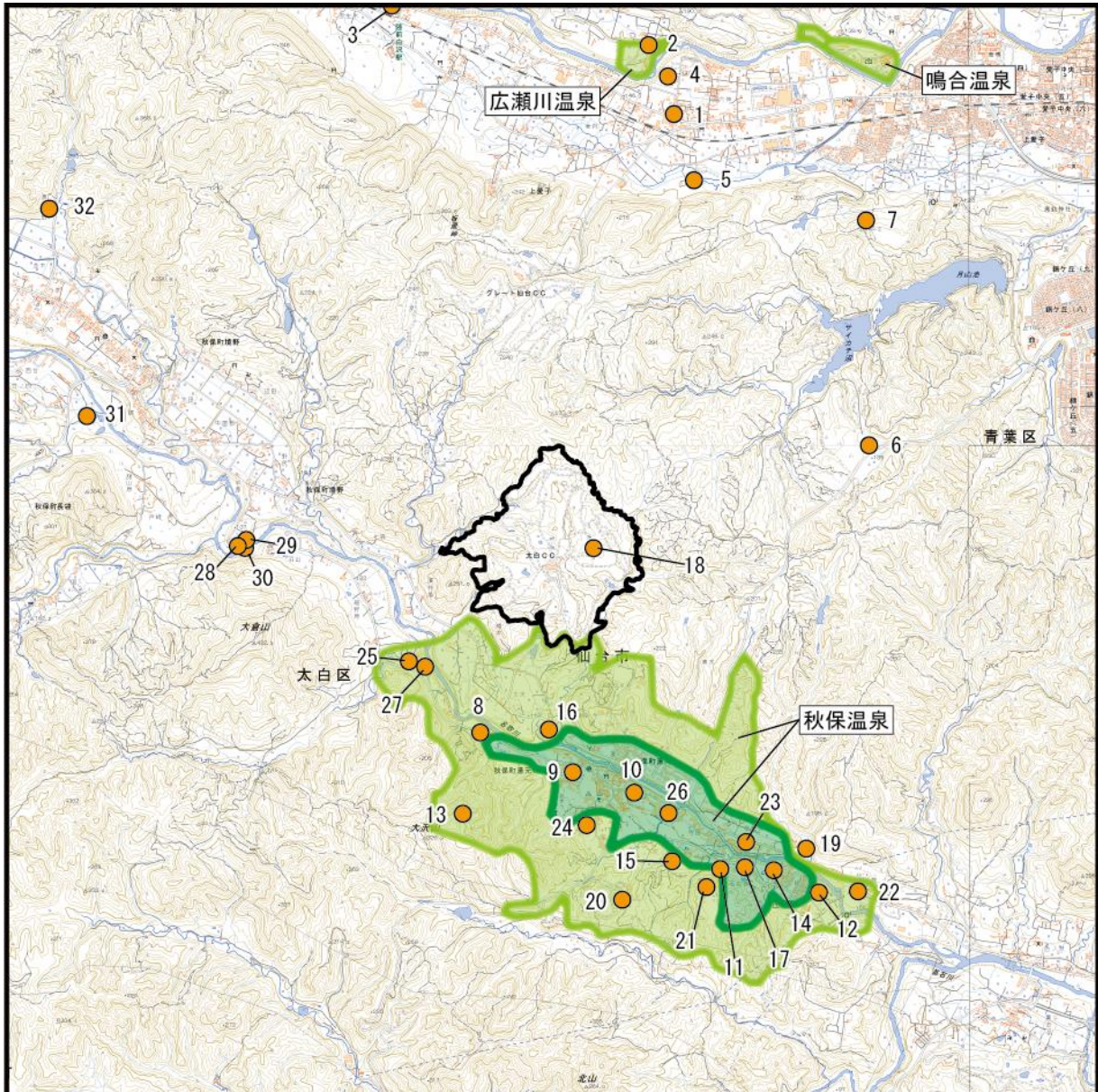
対象事業実施区域及びその周囲における温泉地及び源泉の状況は表 3.2-12 及び図 3.2-10、温泉保護地域等の状況は図 3.2-10 のとおりである。

表 3.2-12 温泉地及び源泉の状況

温泉地名	源泉名		温泉地名	源泉名	
愛子周辺温泉	1	渡場温泉	秋保湯元温泉	15	亀の湯
	2	広瀬川温泉		16	春秋の湯
	3	守屋光泰泉		17	ホテル秋保5号泉
	4	(綿久源泉)		18	大夫の湯
	5	月山温泉		19	春秋の湯2号泉
	6	芦見温泉		20	常楽の湯
	7	二岩温泉		21	緑水の湯
秋保湯元温泉	8	天守閣2号泉、天守閣4号泉、天守閣5号泉	22	秋保桜の湯	
	9	三馬源泉	23	磊々乃湯	
	10	河原の湯、秋保温泉1号泉、秋保温泉2号、秋保温泉新3号泉、茶寮宗園3号泉	24	仙秋1号、秋保温泉新4号泉	
	11	磐司の湯	25	清流鉦泉	
	12	長寿の湯(はな乃湯)、華乃湯	26	茶寮宗園2号泉	
	13	白木沢	27	2号清流鉦泉	
	14	潮滝の湯	28	鴻巣元湯	
		鴻の巣温泉	29	新湯	
			30	神の湯	
		二口周辺温泉	31	萩の湯	
			32	湯の辺田温泉	

注：表中の番号は図 3.2-10 の番号に対応する。

〔「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、平成 28 年)
「令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市、令和 3 年)より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  温泉地・源泉
-  温泉保護地域
-  温泉準保護地域

1:50,000



注：図中の番号は表 3.2-12 の番号に対応する。

「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、平成 28 年）

「令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、令和 3 年）より作成

図 3.2-10 温泉地及び源泉、温泉保護地域等の状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-11 のとおりであり、一般国道 48 号、主要地方道 62 号等が通っている。

平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-13、観測区間は図 3.2-11 のとおりである。

対象事業実施区域直近の主要地方道 62 号仙台山寺線⑨の昼間 12 時間交通量は 4,968 台となっている。

また、対象事業実施区域の北側に JR 仙山線が通っている。

表 3.2-13 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

番号	路線名	調査区間	昼間 12 時間自動車類交通量 (台)			24 時間 自動車類 交通量 (台)	昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計		
①	一般国道 48 号	落合停車場線～一般国道 457 号	21,144	2,590	23,734	30,380	10.9
②	一般国道 48 号	一般国道 457 号～一般国道 457 号	9,744	1,904	11,648	14,696	16.3
③	一般国道 286 号	(主要地方道仙台南田線と接続する市道)～(主要地方道仙台山寺線に接続する市道)	15,121	2,564	17,685	22,637	14.5
④	一般国道 286 号	(主要地方道仙台山寺線に接続する市道)～仙台市太白区・川崎町境	6,567	1,223	7,790	10,114	15.7
⑤	一般国道 457 号	一般国道 457 号～一般国道 48 号	7,887	1,367	9,254	12,065	14.8
⑥	一般国道 457 号	一般国道 48 号～仙台山寺線	2,297	332	2,629	3,207	12.6
⑦	一般国道 457 号	仙台山寺線～仙台市太白区・川崎町境	1,022	119	1,141	1,358	10.4
⑧	主要地方道 62 号仙台山寺線	一般国道 286 号～秋保温泉線	7,295	1,033	8,328	10,493	12.4
⑨	主要地方道 62 号仙台山寺線	秋保温泉線～一般国道 457 号	4,397	571	4,968	6,210	11.5
⑩	一般県道 131 号秋保温泉線	仙台山寺線～	1,814	171	1,985	2,422	8.6
⑪	一般県道 132 号秋保温泉愛子線	仙台山寺線～一般国道 457 号	5,516	829	6,345	7,551	13.1
⑫	一般県道 160 号秋保温泉川崎線	秋保温泉線～仙台市太白区・川崎町境	788	51	839	1,066	6.1
⑬	一般県道 160 号秋保温泉川崎線	仙台市太白区・川崎町境～(町道)	1,104	95	1,199	1,463	7.9

注：1. 表中の番号は、図 3.2-11 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

3. 斜体字は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間から推定している。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定している。

4. 「-」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」
(国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成〕

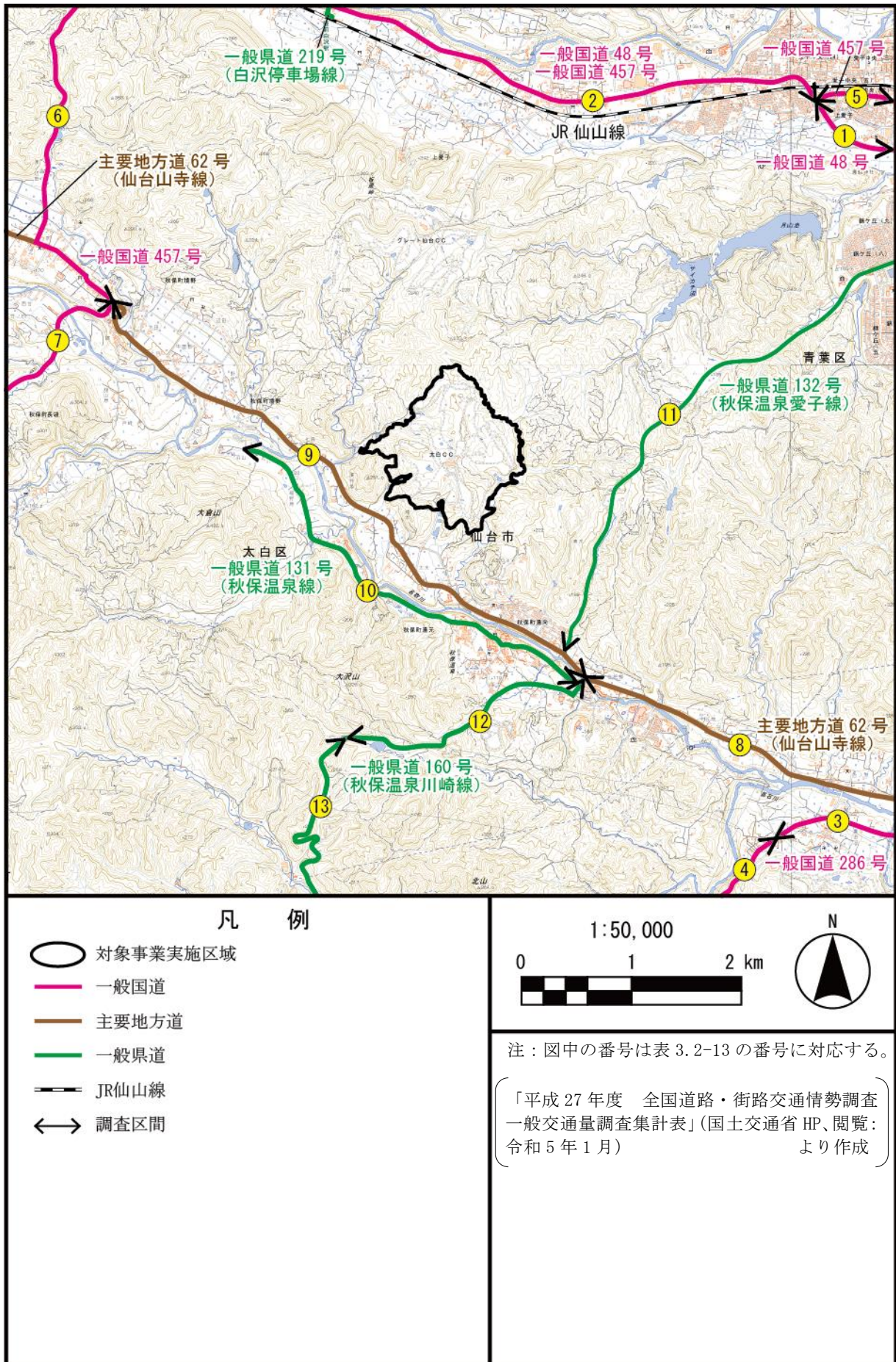


図 3.2-11 陸上交通の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-14 及び図 3.2-12 のとおりである。なお、対象事業実施区域内にはこれらの配慮が特に必要な施設はない。太陽電池発電機の設置予定範囲から南南東約 600m の位置に湯元小学校及びグループホームほくとの里、南東約 1,000m の位置に湯元保育所がある。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-12 のとおりであり、対象事業実施区域から最寄り住居までの距離は約 80m である。

表 3.2-14 配慮が特に必要な施設

区分	名称	所在地
保育所・幼稚園等	アスク愛子保育園	仙台市青葉区愛子中央五丁目 7-18
	コスモス錦保育所	仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目 22-1
	あきう幼稚園	仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-4
	湯元保育所	仙台市太白区秋保町湯向 24-11
	認定こども園友愛幼稚園	仙台市青葉区上愛子字下遠野原 15-59
小学校	愛子小学校	仙台市青葉区上愛子字新宮前 1
	錦ヶ丘小学校	仙台市青葉区錦ヶ丘七丁目 28-1
	秋保小学校	仙台市太白区秋保町長袋字町 15
	湯元小学校	仙台市太白区秋保町湯向 29-3
中学校	秋保中学校	仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-5
高等専門学校	仙台高等専門学校	仙台市青葉区愛子中央 4-16-1
病院・診療所	早川医院	仙台市青葉区上愛子字大道 18-1
	宮城共立医院	仙台市青葉区上愛子字上遠野原 9-76
	西仙台病院	仙台市青葉区芋沢字新田 54-4
	上愛子クリニック	仙台市青葉区上愛子字街道 77-3
	岩崎医院	仙台市青葉区愛子中央 6 丁目 7-23
	錦ヶ丘ヒルズクリニック	仙台市青葉区錦ヶ丘 7 丁目 20-2
	仙台クリニック	仙台市太白区秋保町湯元字木戸保 1-1
	仙台市秋保診療所	仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-3
	菅原医院	仙台市太白区秋保町長袋字大原 31-1
福祉施設	ポケット	仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目 29-59
	デイサービスセンター陽だまりの家	仙台市青葉区愛子中央 5 丁目 8 番 41 号
	ワークしんせい	仙台市青葉区上愛子字北原道上 31-3
	洛風苑	仙台市青葉区芋沢字新田 56-2
	いがぐり作業所	仙台市青葉区芋沢字柿崎中 41-1
	ひかり苑	仙台市青葉区上愛子字道上 59-4
	グループホームほくとの里	仙台市太白区秋保町湯向 28-10
	一重の里	仙台市太白区秋保町湯元字上原 35-8

「保育所・幼稚園など」(仙台市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「市立学校一覧」(仙台市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「全国の国立高専」(国立高等専門学校機構 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「みやぎのお医者さんガイド 宮城県の病院・診療所マップ」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「せんだいくらしのマップ 福祉施設マップ」(仙台市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

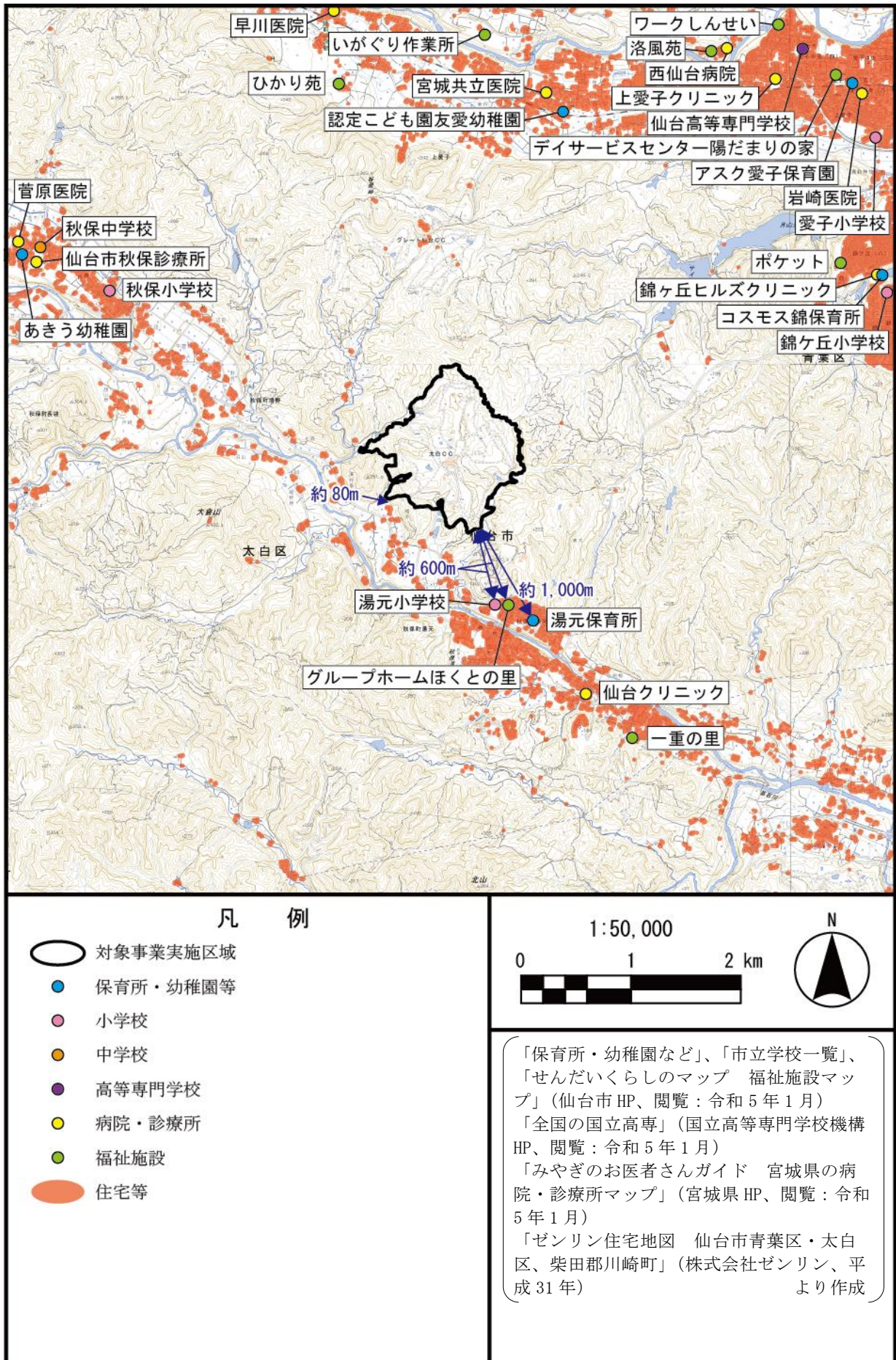


図 3.2-12 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

仙台市、川崎町及び宮城県における、汚水処理施設の整備状況は、表 3.2-15 のとおりである。
令和 3 年 3 月 31 日現在の汚水処理人口普及率は、仙台市が 99.7%、川崎町が 84.5%である。

表 3.2-15 汚水処理施設の整備状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

区 分	行政人口 (人) [A]	処理区域人口 (人) [B]	水洗化人口 (人) [C]	汚水処理 人口普及率 (%) [B] / [A] ×100	水洗化率 (%) [C] / [B] ×100
仙台市	1,063,169	1,060,175	1,056,814	99.7	99.7
川崎町	8,535	7,209	6,880	84.5	95.4
宮城県	2,273,896	2,110,717	2,013,170	92.8	95.4

〔統計/汚水処理人口普及率/令和 2 年度〕（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

仙台市、川崎町及び宮城県における、一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-16 のとおりである。

令和 2 年度のごみ総排出量は、仙台市が 388,276t、川崎町が 2,603t となっている。

表 3.2-16 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 2 年度）

区 分	仙台市	川崎町	宮城県	
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	327,283	2,493	714,724
	直接搬入量 (t)	34,994	110	70,724
	集団回収量 (t)	25,999	0	28,879
	合計 (t)	388,276	2,603	814,327
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	277,951	2,149	630,083
	直接最終処分量 (t)	1,861	0	5,608
	焼却以外の中間処理量 (t)	82,443	452	143,523
	直接資源化量 (t)	22	2	5,686
	合計 (t)	362,277	2,603	784,900
中間処理後再生利用量 (t)	44,773	700	93,821	
リサイクル率 (%)	18.2	27.0	15.8	
最終処分量 (t)	49,835	114	97,267	

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔環境省一般廃棄物処理実態調査結果 令和 2 年度実績〕（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

2. 産業廃棄物の状況

宮城県における産業廃棄物の処理状況は、表 3.2-17 のとおりである。

令和元年度の産業廃棄物発生量は 10,569 千 t、最終処分量は 163 千 t となっている。

また、対象事業実施区域及びその周囲における中間処理施設、最終処分場の施設の状況は表 3.2-18 及び図 3.2-13 のとおりである。

仙台市太白区の中間処理施設は 4 ケ所、最終処分場は 1 ケ所、川崎町の中間処理施設は 2 ケ所、最終処分場は 0 ケ所となっている。

表 3.2-17 産業廃棄物の処理状況（令和元年度）

（単位：千 t）

県	発生量	有償物	排出量				
			再生利用	減量化量	最終処分量	その他	
宮城県	10,569	83	10,486	3,532	6,787	163	4

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔「令和 3 年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和 3 年）より作成〕

表 3.2-18(1) 産業廃棄物処理施設（平成 24 年度）

（単位：ヶ所）

県	市区町村	中間処理施設	最終処分場
宮城県	仙台市青葉区	10	6
	仙台市宮城野区	31	0
	仙台市若林区	17	0
	仙台市太白区	4	1
	仙台市泉区	11	0
	石巻市	3	0
	塩竈市	5	0
	白石市	3	0
	名取市	8	0
	角田市	4	0
	多賀城市	9	0
	岩沼市	12	0
	東松島市	5	2
	大崎市	13	0
	富谷市	1	0
	刈田郡蔵王町	2	0
	柴田郡大河原町	3	0
	柴田郡村田町	5	0
	柴田郡柴田町	9	0
	柴田郡川崎町	2	0
	伊具郡丸森町	2	0
	亶理郡亶理町	1	0
	亶理郡山元町	2	0
	宮城郡松島町	1	0
	宮城郡利府町	5	0
	黒川郡大和町	10	2
	黒川郡大郷町	13	0
	黒川郡大衡村	3	0
	加美郡色麻町	1	0
	加美郡加美町	3	0
	遠田郡美里町	3	0

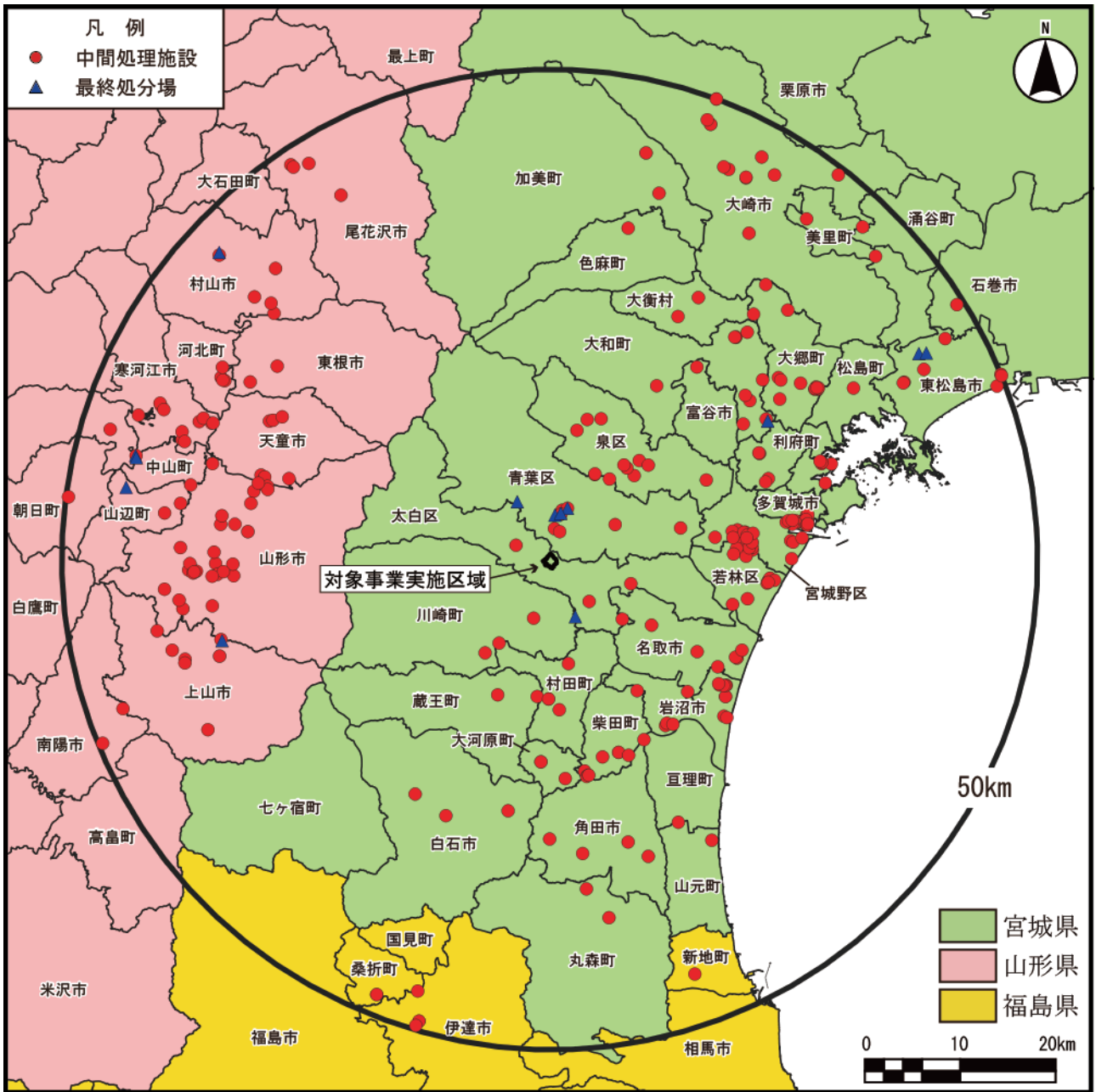
〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-18 (2) 産業廃棄物処理施設 (平成 24 年度)

(単位:ヶ所)

県	市区町村	中間処理施設	最終処分場
山形県	山形市	34	1
	寒河江市	10	0
	上山市	7	0
	村山市	5	1
	天童市	6	0
	東根市	2	0
	尾花沢市	4	0
	南陽市	2	0
	東村山郡山辺町	2	1
	東村山郡中山町	1	3
	西村山郡河北町	4	0
	西村山郡朝日町	1	0
	西村山郡大江町	1	0
福島県	伊達市	3	0
	伊達郡桑折町	3	0
	相馬郡新地町	1	0
合 計		287	17

「国土数値情報 (廃棄物処理施設データ)」(国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧:令和 5 年 1 月) より作成



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和5年1月）より作成

図 3.2-13 中間処理施設及び最終処分場の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-19(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表3.2-19(2)の基準がそれぞれ定められている。

また、仙台市の「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画」(仙台市、令和3年)では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均が0.04ppm以下(国の環境基準のゾーンの下限值)であること」としている。

表3.2-19(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正:平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正:平成8年10月25日)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

より作成

表 3.2-19(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づき定められており、その内容は表3.2-20のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における指定状況は、図3.2-14のとおりである。

表 3.2-20(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：仙台市における類型を当てはめる地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和3年5月10日）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち以下のとおりである。なお、川崎町は類型指定をあてはめられていない。

AA 類型；青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）

A 類型；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域（AAの項に掲げる地域を除く。）

B 類型；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）

C 類型；近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
 「仙台市告示第126号」（仙台市、平成24年）より作成

表 3.2-20(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、
最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-20(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、
最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

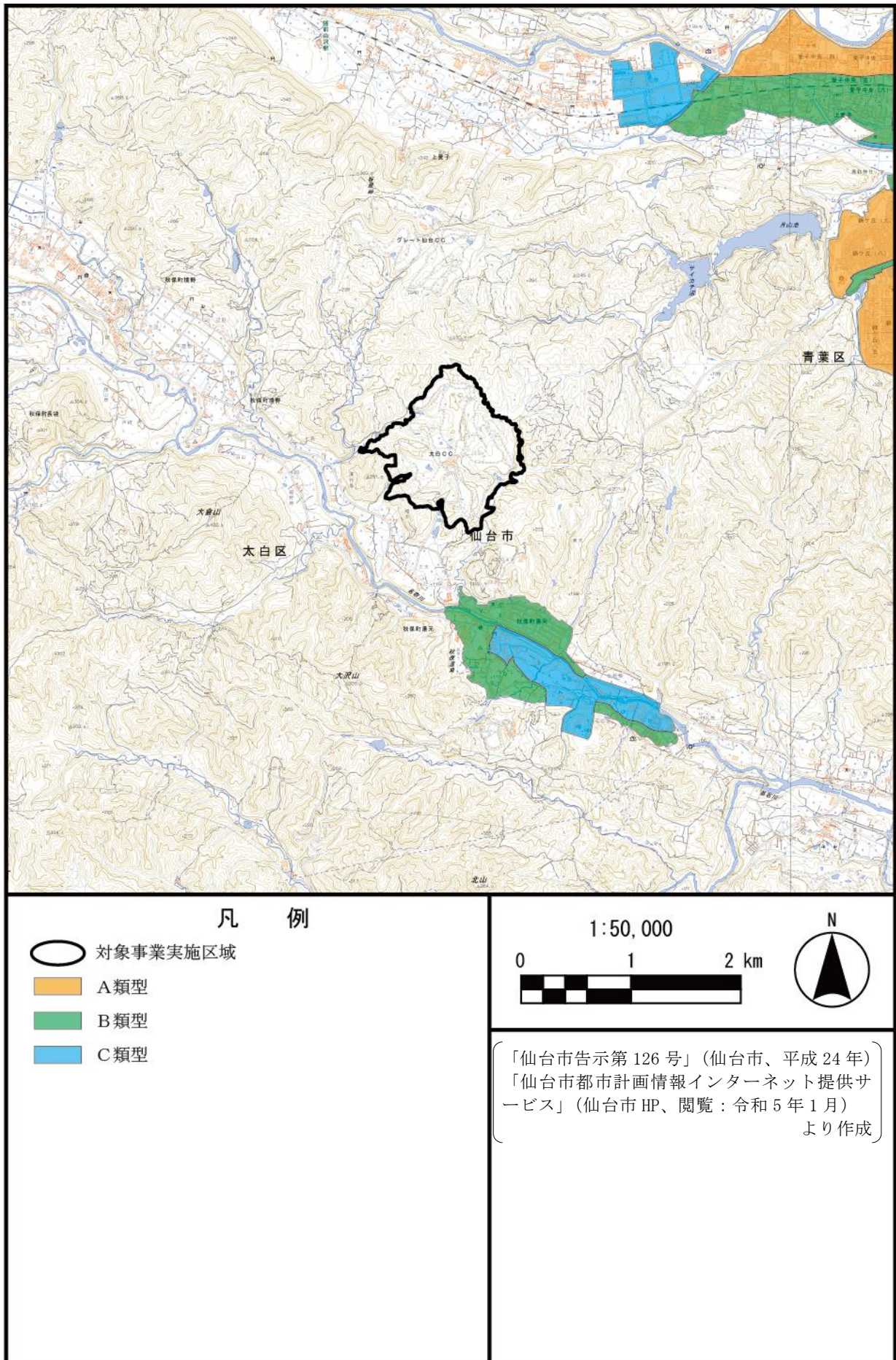


図 3.2-14 騒音に係る環境基準類型指定の状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-21のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-22及び表3.2-23のとおりであり、河川、湖沼ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は、図3.2-15のとおりであり、名取川上流(本砂金川合流点より上流)がAA類型、名取川中流(本砂金川合流点から笹川合流点まで(流入する支川を含む))及び広瀬川(1)(鳴合橋より上流)がA類型に、広瀬川(2)(鳴合橋から名取川合流点まで)がB類型に指定されている。また、名取川全域(流入する支川を含む)、広瀬川全域が生物Aに指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-24のとおりであり、すべての地下水について定められている。

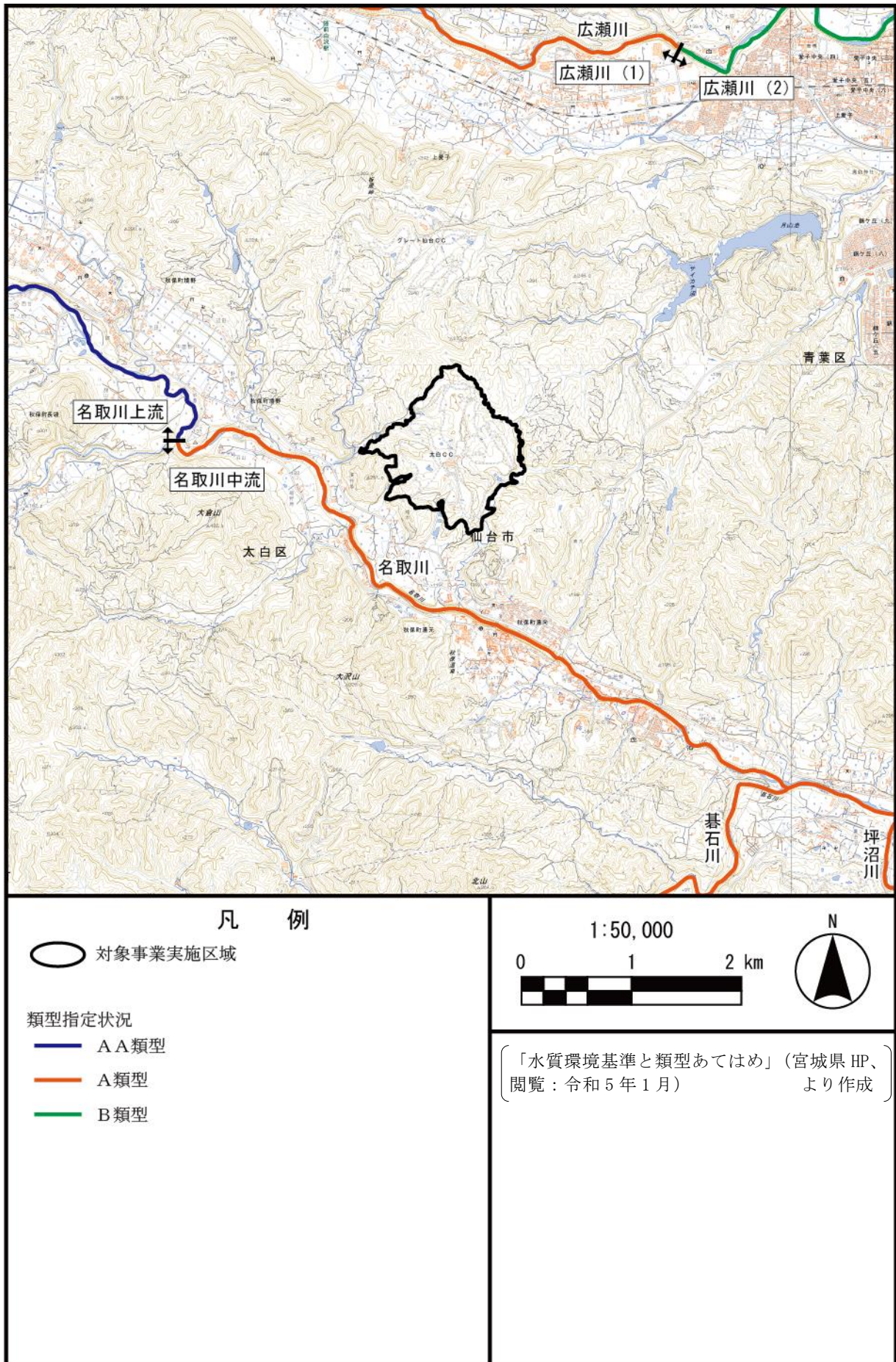


図 3.2-15 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3. 2-22 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

表 3.2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表3.2-25のとおりである。

表 3.2-25 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。</p>

「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2-26 のとおり定められている。

表 3.2-26 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、仙台市は 7.0（昭和 51 年 9 月 1 日時点での仙台市域）もしくは 17.5（泉区、青葉区の宮城地域、太白区の秋保地域）、川崎町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年条例第 12 号）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

さらに、仙台市では「仙台市公害防止条例」（平成 8 年仙台市条例第 5 号）により、ばい煙等として硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている。

なお、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業等に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-27～表 3.2-29 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における市街化調整区域は、特定工場等において発生する騒音の規制基準が第 2 種区域、特定建設作業等に伴って発生する騒音の規制基準が 1 号区域の適用を受ける。

表 3.2-27 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

- 注：1. 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び文教地区
 第 2 種区域；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域
 第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第 4 種区域；工業地域
2. この基準は、工場等の敷地境界線における値である。
3. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。
4. 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、第 2 種区域の基準を適用する。
5. 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第 2 種区域の基準を適用する。

「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年仙台市告示第 185 号）
 「宮城県公害防止条例施行規則」（平成 7 年宮城県規則第 79 号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年仙台市規則第 25 号）
 より作成

表 3.2-28 特定建設作業等に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日当たり連続作業時間	連続作業時間	作業禁止日
1号区域	特定建設作業： 85 デシベル 指定建設作業： 80 デシベル	7:00～19:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
2号区域		特定建設作業： 6:00～22:00 指定建設作業： 6:00～21:00	14 時間以内		

注：1. 1号区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 未満の地域
2号区域；工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域
2. 指定建設作業については、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

〔「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年仙台市規則第 25 号）より作成〕

表 3.2-29 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。		

注：a 区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の区域並びに特別用途地区のうち文教地区
b 区域；第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域（文教地区を除く。）、近隣商業地域で第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に囲まれている区域並びに市街化調整区域の区域
c 区域；近隣商業地域（b 区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域

〔「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成 12 年仙台市告示第 230 号）より作成〕

③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業等に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表3.2-30～表3.2-32のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における市街化調整区域は、特定工場等において発生する振動の規制基準が第1種区域、特定建設作業等に伴って発生する振動の規制基準が1号区域の適用を受ける。

表 3.2-30 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
	第1種区域		60 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：1. 第1種区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域

第2種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- この基準は、工場等の敷地境界線における値である。
- 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。
- 近隣商業地域でその周囲が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域であるものについては、第1種区域の基準を適用する。
- 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第1種区域の基準を適用する。

〔「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年仙台市告示第188号）
「宮城県公害防止条例施行規則」（平成7年宮城県規則第79号）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年仙台市規則第25号）より作成〕

表 3.2-31 特定建設作業等に伴って発生する振動に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時間	1日当たり 連続作業時間	連続作業時間	作業禁止日
1号区域	特定建設作業： 75 デシベル 指定建設作業： 75 デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	日曜日 休日
2号区域		特定建設作業： 6:00～22:00 指定建設作業： 6:00～21:00	14時間以内		

注：1. 1号区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整地域、工業地域のうち学校病院等の施設の敷地の周囲おおむね80m未満の区域

2号区域；工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

- 指定建設作業については、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲50mの区域内では、上記基準から5デシベルを減じた値とする。

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日）
「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年仙台市規則第25号）より作成〕

表 3.2-32 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域であるもの並びに市街化調整区域の区域

第 2 種区域：近隣商業地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年仙台市告示第 188 号）
 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」（平成 8 年仙台市告示第 190 号）
 より作成

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が表 3.2-33 のとおり定められている。また、「水質汚濁防止法」による特定施設となっていない施設で規制が必要である施設については「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年条例第 12 号）に基づき、施設の区域、規模ごとに「水質汚濁防止法」と同様の規制基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-33(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成〕

表 3.2-33(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

仙台市では、「特定悪臭物質の濃度」による規制を採用しており、その規制基準は、表3.2-34のとおりである。規制地域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により、定められた市街化区域である。また、仙台市では「仙台市悪臭対策指導要綱」（平成2年）により、仙台市全域で敷地境界線における臭気濃度（基準：10）を規制基準として採用しており、規制の対象となる工場及び事業所はこの基準を順守する責務がある。

対象事業実施区域及びその周囲は市街化調整区域であり、悪臭防止法の規制対象外である。

表3.2-34(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表における許容限度）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	濃度（大気における含有率）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

〔「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（仙台市HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

表3.2-34(2) 悪臭に係る規制基準（煙突その他の気体排出口における許容限度）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の物質ごとに次の式により算出された量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q：流量（単位：Nm³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（単位：ppm）

備考

1. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=H_o+0.65(H_m+H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、He、H_o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

H_o：排出口の実高さ（単位：m）

Q：温度 15℃における排出ガスの流量（単位：m³/s）

V：排出ガスの排出速度（単位：m/s）

T：排出ガスの温度（単位：K）

2. この式による規制基準は、補正された排出口の高さが 5m 未満の事業場については適用しない。

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)より作成〕

表 3.2-34(3) 悪臭に係る規制基準（排水・敷地外における許容限度）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃度
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03

〔「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」(仙台市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は表 3.2-35 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）によると、令和 4 年 11 月 30 日現在、対象事業実施区域が位置する仙台市太白区において、「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」があり、仙台市太白区秋保町湯元の一部が平成 30 年に指定されている（表 3.1-19 参照）。

また、「令和 3 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 4 年）によると、令和 3 年度末現在、宮城県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-35(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔土壌汚染対策法施行規則〕（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

表 3.2-35(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 3 月 24 日）より作成〕

⑦ 土砂等の埋立て等

建設工事に伴い発生した土砂の管理については、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和元年宮城県条例第 74 号）に基づき、3,000m²以上の土地へ土砂等の埋立て等を行うときは宮城県の許可を受ける必要がある。また、土砂等の埋立て等を行う際には、災害の発生を防止するために必要な措置を講じることが定められている。

⑧ 地盤沈下

宮城県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）により、規制地域を指定して地下水の揚水の規制等が定められている。対象事業実施区域及びその周囲においては、規制地域の指定はない。

⑨ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本計画

宮城県環境基本計画は、「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）に基づき、宮城県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び県の施策の大綱を定めるもので、「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものである。

「宮城県環境基本計画（第4期）」は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として令和3年3月に策定された。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」と設定している。計画の体系は表3.2-36のとおりである

表3.2-36 将来像を実現するための基本方針及び政策（宮城県環境基本計画）

将来像を実現するための基本方針	基本方針1 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造
	基本方針2 SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上
	基本方針3 気候変動の影響への適応
将来像を実現するための政策	政策1 脱炭素社会の構築
	政策2 循環型社会の形成
	政策3 自然共生社会の形成
	政策4 安全で良好な生活環境の確保

〔「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）より作成〕

② 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プランは、仙台市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、市・市民・事業者が一体となって杜の都の環境づくりを進める道しるべとなるものである。仙台市の計画体系の中では、「仙台市基本計画」で掲げる環境面からの目指す都市の姿「杜の恵みと共に暮らすまち」を実現するための計画として位置づけられている。令和3年3月に、令和3～12年度を計画期間とする新たな「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2021-2030」が策定された。

本プランでは目指す環境都市像を「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」としている。環境都市像を実現するため、本プランでは表3.2-37に示す、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」、これらに共通する「行動する人づくり」の5つの分野別の環境施策を推進する。さらに、環境都市像の実現に向け、重点的に進めていく取り組みとして設定した3つのプロジェクトは表3.2-38のとおりである。

また、本プランでは、自然地理的特性や土地利用の状況等を踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとに土地利用の基本的な考え方や環境配慮の指針が示されており、計画地が位置する西部丘陵地・田園地域の指針は、表3.2-39のとおりである。

また、市民や事業者、教育機関など主体別の環境配慮行動の指針が示されており、事業者には期待される役割と行動の指針は表3.2-40のとおりである。

表 3.2-37(1) 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

脱炭素都市づくり	<p>目標</p> <p>〔目指す都市の姿〕 活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動による影響への適応が実現したまち</p> <p>〔定量目標〕</p> <p>■温室効果ガス排出量</p> <p><中期目標> 令和12年度（2030年度）における温室効果ガス^{※1}排出量を平成25年度（2013年度）比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）します</p> <p><長期目標> 令和32年（2050年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します^{※2}</p>
	<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型のまちの構造をつくる ・脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ・環境にやさしい交通への転換を進める ・脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ・気候変動によるリスクに備える
自然共生都市づくり	<p>目標</p> <p>〔目指す都市の姿〕 豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち</p> <p>〔定量目標〕</p> <p>■みどりの総量（緑被率） みどりの総量（緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます</p> <p>■猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類（オオタカ・サシバ）の生息環境を維持・向上させます</p> <p>■身近な生きものの認識度 身近な生きもの（9種）について、全ての種における市民の認識度^{※3}を現在よりも向上させます</p>
	<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境と多様な生きものを守る ・恵み豊かな里地里山を活性化させる ・グリーンインフラをまちづくりに活かす ・自然や生きものへの愛着をはぐくむ
資源循環都市づくり	<p>目標</p> <p>〔目指す都市の姿〕 限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に活用されるまち</p> <p>〔定量目標〕</p> <p>■ごみ総量（生活ごみと事業ごみの合計） 令和12年度（2030年度）におけるごみ総量を33万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします</p> <p>■ごみの最終処分量 令和12年度（2030年度）におけるごみの最終処分量を4.6万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします</p> <p>■1人1日当たりの家庭ごみ排出量 令和12年度（2030年度）における1人1日当たりの家庭ごみ排出量を400g以下（令和元年度（2019年度）比で14%以上削減）にします</p> <p>■家庭ごみに占める資源物の割合 令和12年度（2030年度）における家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下（令和元年度（2019年度）比で12.5ポイント以上引き下げ）にします</p>
	<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源を大切に使う行動を定着させる ・資源の有効利用を進める ・廃棄物の適正な処理体制を確保する

注：※1：国が「長期エネルギー需給見通し」（平成27年（2015年）7月）で定める令和12年度（2030年度）における電源構成等を前提とした、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年（2016年）5月）に基づく施策に加え、本市独自の施策による温室効果ガスの削減量を積み上げることにより設定

※2：排出量実質ゼロとは、温室効果ガスの排出削減と吸収源確保の取り組みにより、排出量と吸収量を均衡させることであり、その達成に向けては、国が示す温室効果ガスの大幅削減につながる技術革新等（エネルギー消費量を実質ゼロ以下にする建築物の実現・普及や二酸化炭素を回収・リサイクルする技術など）の動向を踏まえ、率先して取り組みを進めていくことが必要

※3：ツバメやカッコウ等について、過去1年間に見た・鳴き声を聞いたと回答する人の割合
〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2021-2030」（仙台市、令和3年）より作成〕

表 3.2-37(2) 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

快適環境都市づくり	目標	<p>〔目指す都市の姿〕 健康で安全安心かつ、快適な暮らしが営まれるとともに、地域資源が活かされ、その魅力を体感できるまち</p> <p>〔定量目標〕</p> <p>■環境基準の達成状況 大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）を達成します</p> <p>■環境に関する満足度 市民の「環境に関する満足度」（8項目）について、全ての項目における満足度^{※4}を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> 健康で快適な生活環境を保全する 開発事業等における自主的な取り組みを促進する 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
行動する人づくり	目標	<p>〔目指す都市の姿〕 全ての人や事業者等が杜の都の環境を大切に、行動するまち</p> <p>〔定量目標〕</p> <p>■日常生活における環境配慮行動 日常生活における市民の環境配慮行動（25項目）について、全ての項目における実践割合^{※5}を現在よりも向上させます</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい行動の輪を広げる 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

注：※4：「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」等について「満足している」または「やや満足している」と回答する人の割合

※5：「電気や水、ガスなどの節約を心がける」や「食品ロス削減に努める」等について「常にしている」または「できるだけしている」と回答する人の割合

〔杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2021-2030〕（仙台市、令和3年）より作成

表 3.2-38 「杜の都環境プラン」における重点的な取り組み

【環境都市像】 杜の恵みを活かした、持続可能なまち		
目指すまちのあり方	重点的な取り組み	取り組みの方向
「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します	輝く！ グリーン&クリーン都市プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> グリーンビルディング等の環境にやさしい建築物の整備の促進 事業者と連携した環境にやさしいビジネスの促進 みどりを活用した、歩きたくなる魅力的な都市空間の創出
「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します	つながる！ エネルギー循環プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスの利用促進 廃棄物系バイオマスの利用促進 3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及拡大
「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します	広がる！ エコアクションプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 「杜の都スタイル」の普及拡大 効果的な環境教育・学習の推進 生物多様性保全推進事業の推進

〔杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2021-2030〕（仙台市、令和3年）より作成

表 3.2-39 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域に連なり、都市近郊にあつて豊かな自然環境を有している地域であり、太白山県自然環境保全地域や権現森、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域等を含んでいます。また、この地域は、集落とそれをとりまく森林や農地、ため池等で構成され、多様な機能を有する里地里山の環境を形成しています。</p> <p>里地里山には、絶滅危惧種などの希少な動植物が多く生育・生息するため、本地域は、本市の生物多様性を保全する上で重要な地域です。また、美しい里地里山の景観の保全や、二酸化炭素*の吸収源確保、土砂災害や洪水防止機能等の面からも重要であり、都市的な土地利用への転換にあたっては、慎重な対応が求められます。</p> <p>また、里地里山は、人が自然との関わりを持つことで形成、維持されてきた環境であることから、森林や農地の適切な維持管理を進めるとともに、木材等の供給や自然とのふれあいの場として積極的に活用していくことが求められます。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の生物多様性の連続性を支えるとともに、二酸化炭素吸収や水源涵養、土砂災害防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。 ・希少な生きものの生育・生息地や植生自然度の高い森林、地域住民に親しまれている自然環境等については、原則として保全を図る。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくするとともに、動物の移動経路となる緑のネットワークを確保するなど、環境への影響を最小限とするよう努める。また、環境への影響を回避・低減することが困難な場合は、代償措置を実施する。 ・森林や農地の適切な維持管理に努めるとともに、環境と調和した農林業等を実施する。また、森林資源等の持続的な利用を進める。 ・農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。 ・良好な里地里山の環境に生育・生息する動植物の保全に努めるとともに、生物多様性に配慮した緑化に努める。 ・畜産業や林業等により発生する未利用のバイオマスについて、堆肥化や燃料化により、有効活用を図る。 ・森林保全活動や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める ・きれいな空気や水、静穏な音環境などの良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。 ・野生動物との適切な関係を保つため、果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理する、動物が隠れやすい藪を刈るなど、野生動物を人里に引き寄せないように努める。

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2021-2030」（仙台市、令和3年）より作成〕

表 3.2-40 「杜の都環境プラン」に掲げる事業者に期待される環境配慮行動の指針

役割	<p>地域や消費者、取引先等に対する社会的責任を果たすとともに、環境への取り組みがコスト削減や企業価値の向上につながることを認識し、事業活動のあらゆる場面で、環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に実践します。環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報等については、積極的に公表することが期待されます。</p> <p>また、他の事業者や市民団体、行政等との連携を深め、良好な環境づくりに努めます。</p>	
行動の指針	事業所内	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員一人ひとりが、環境への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、省エネやごみの分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実践する。 ・クールビズ・ウォームビズの取り組みを進めるとともに、エネルギー消費量の「見える化」を図るなど、従業員の省エネ意識を高める。 ・デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努める。 ・ICTを活用し、会議資料や事務手続き等におけるペーパーレス化を進める。
	事業所の建設時など	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業を実施する場合は、立地選定の段階から環境への影響の回避・低減を図り、周辺環境への影響を可能な限り小さくするなど、良好な環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討する。 ・建築物の新築・改築時等には、再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、屋上・壁面の緑化、木材等の再生可能な資源の活用等により、ZEBやグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物とする。 ・エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を導入するとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により、効率的な運用に努める。 ・RE100の取り組みなど、使用する電力について再生可能エネルギーの割合を高める。 ・電気自動車等の次世代自動車を導入するとともに、カーシェアを利用するなど車両台数の削減に努める。 ・生物多様性等に配慮し、敷地内の質の高い緑化に努めるとともに、緑地の適切な維持管理を行う。
	交通利用時や運送・配送時	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークやウェブ会議を活用するとともに、移動の際には、自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。 ・自動車を運転する際は、急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減するなどエコドライブを心掛け、燃料使用量の削減に努める。 ・原料輸送や商品配送において、複数企業によるトラック等の共同利用やモーダルシフトを推進するとともに、繰り返し利用できるパレットや輸送ケース等を利用する。
	商品・サービスの製造・販売時など	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出が少ない、再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供する。 ・原材料の調達や商品購入に際しては、調達先の環境への影響を含め、環境負荷の小さいものを選択する。また、地産地消を推進するため、地元産の農作物や木材、水産品等を使用する。 ・在庫数量の適正化や管理の徹底により、原材料や商品のロスを削減する。 ・環境ラベルやカーボンフットプリント等により、商品の環境性能の「見える化」に取り組み、消費者への環境情報の提供に努める。 ・様々な状況下においても社会全体で環境への取り組みが推進されるよう、新たな技術や製品等の開発に努めるとともに、環境を重視した金融商品やサービスの提供等を行う。
	環境の視点を取り入れた経営など	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動による環境への影響や、環境への取り組みによるメリット等を十分に認識し、環境を重視した経営を推進するとともに、従業員への環境配慮行動の浸透を図る。 ・「温室効果ガス削減アクションプログラム」への参加等を通じて、温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを推進する。 ・環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表するなど、環境コミュニケーションを推進する。 ・他の事業者との取引等においても、環境に配慮した事業者を優先するなど、取引先等の関係者を含めた事業活動全体での環境への取り組みを推進する ・環境に関する保全活動や講座、イベントへ積極的に参加するなど、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

〔「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）2021-2030」（仙台市、令和3年）より作成〕

③ 仙台市みどりの基本計画

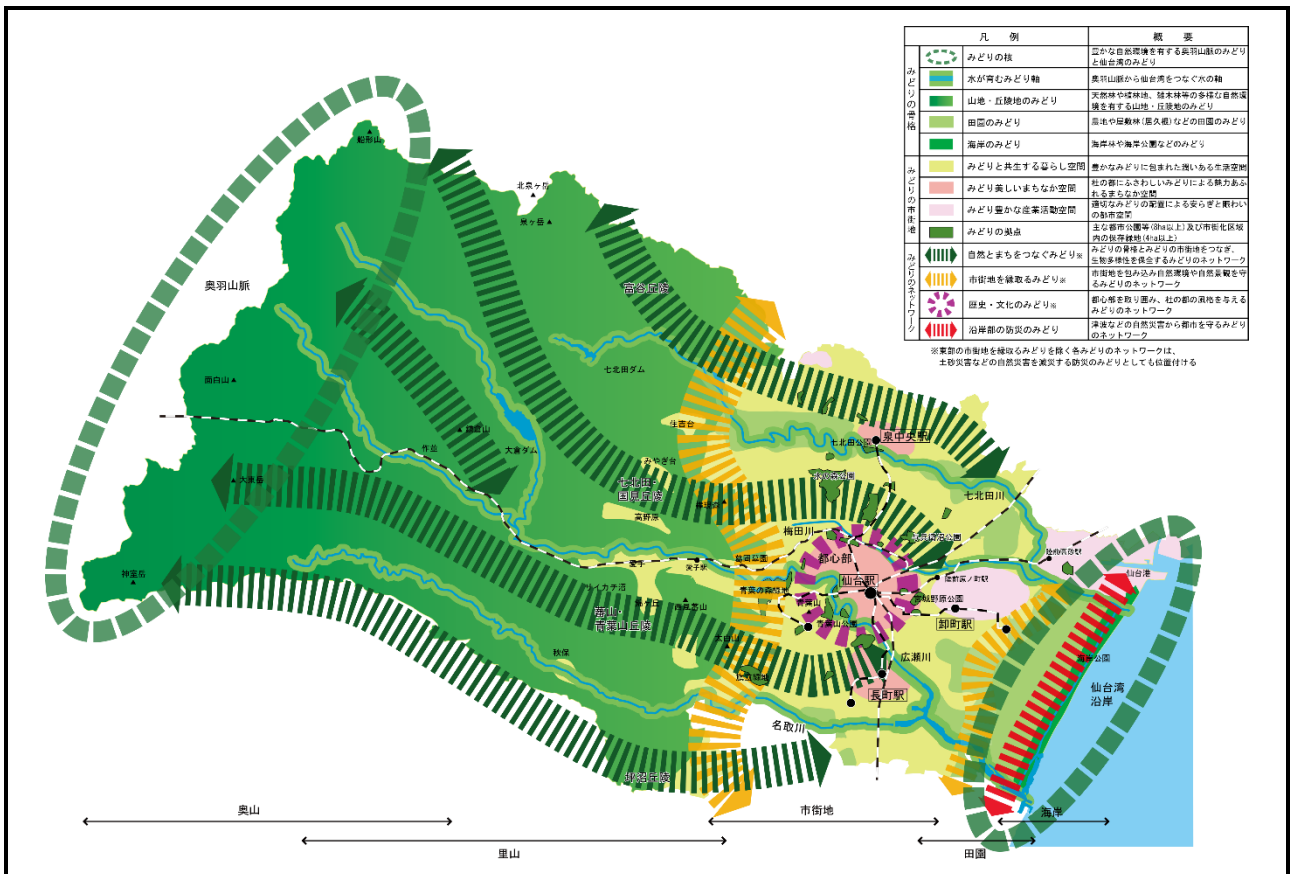
仙台市では、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、これまで市民協働で取り組んできた「百年の杜づくり」を継承し、みどりで選ばれる新たな杜の都を実現するため、令和3年6月に、令和3～12年度を計画期間とする新たな「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」が策定された。

仙台市みどりの基本計画では、「みどり」の種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされており、『百年の杜づくりで実現する新たな杜の都～みどりを育むひと、みどりが育むまち～』を基本理念として、表3.2-41に示す5つの基本方針とそれらに対応する重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は図3.2-16のとおりである。

表 3.2-41 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
みどりと共生するまち 自然環境保全・防災減災などに関するみどりの方針	みどりによる雨水対策の推進 生態系を育むみどりの保全・創出
みどりで選ばれるまち 活力・経済などに関するみどりの方針	都心部の活力・にぎわいの創出 都心部の建築物等における質の高い緑化の創出
みどりを誇りとするまち 歴史文化・景観などに関するみどりの方針	街路樹による風格ある景観づくり 仙台ならではのみどりの活用
みどりとともに人が育つまち 子育て・教育・コミュニティ・健康増進などに関するみどりの方針	子どもの遊び・学び環境の充実 みどりを活用したコミュニティ、地域づくりの推進
みどりを大切にすまち みどりの維持管理・普及啓発などに関する方針	施設マネジメントの推進 みどりの魅力・情報発信の強化

〔「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」（仙台市、令和3年）より作成〕



〔「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」(仙台市、令和3年)より作成〕
 図 3.2-16 「百年の杜」将来像

④ 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画(区域政策編)及び「気候変動適応法」(平成30年法律第50号)に基づく地域気候変動適応計画の2つの計画として定められている。また、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」(令和元年仙台市条例第12号)に基づく計画であるほか、「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」における個別計画としても位置づけられている。前計画が令和2年度で計画期間の満了を迎えることから、令和3年3月に改定された。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、中期目標では令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で35%以上削減(森林等による吸収量を含む)、長期目標では令和32年(2050年)に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを設定している。地球温暖化対策の推進には、温室効果ガスの排出量を抑制する施策(緩和策)と、気候変動による影響に対し被害の回避や軽減を図る施策(適応策)を併せて進めることが重要であることから、緩和策と適応策を施策体系の2つの大きな柱としている。

仙台市地球温暖化対策推進計画の施策体系は表3.2-42のとおりである。

表 3.2-42(1) 仙台市地球温暖化対策推進計画の施策体系（緩和策）

温室効果ガスの排出抑制施策（緩和策）	実施施策
①脱炭素社会に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める	<p>ア 脱炭素型の都市骨格の形成 市街地の拡大を抑制し、都心や拠点、鉄道駅を中心に、それぞれの地域特性に応じた都市機能を集約することにより、コンパクトでエネルギー効率の高いまちづくりを進めます。</p> <p>イ 自然の働きを活かしたまちづくり 杜の都の豊かな自然環境を保全し、その機能を十分に活かしながら、脱炭素社会の実現を目指した都市構造を形成していきます。</p>
②3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する	<p>ア エネルギーの地産地消の推進 市本市の自然条件に適した再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギーの地産地消を進めます。</p> <p>イ 脱炭素型の建築物等の普及促進 エネルギー性能の高い建築物の普及を図るとともに、省エネルギー機器など温室効果ガスの削減に資する設備等の導入を進めます。</p>
③環境にやさしい交通への転換を進める	<p>ア エネルギー効率の高い交通体系の活用 公共交通網の基幹となる鉄道を中心に、結節機能の充実を図ることで、エネルギー効率の高い交通体系の十分な活用を進めます。</p> <p>イ 環境にやさしい交通手段の利用促進 自転車や次世代自動車など、温室効果ガスの排出の少ない交通手段の利用が選択されるよう促します。</p>
④持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める	<p>ア ごみの減量や資源の有効利用 リデュース（できるだけごみを出さない）とリユース（ものを繰り返して使う）を進めるとともに、資源化が可能なものについてはリサイクルを推進することで、ごみの減量に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を進めます。</p> <p>イ 廃棄物処理における環境負荷の低減 廃棄物処理施設の効率化及び、廃棄物処理の際に発生するエネルギーの有効活用等により、廃棄物の処理過程における環境負荷を低減します。</p>
⑤環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す	<p>ア 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着 日常生活や事業活動における温室効果ガス*の排出削減につながる行動の重要性や具体例をわかりやすく伝えることで、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの定着に取り組みます。</p> <p>イ 脱炭素に向けた行動を誘導する仕組みづくり 日常生活や事業活動の中で温室効果ガスの排出削減に向けた行動の動機づけとなるような仕組みづくりを進めます。</p>
⑥地域経済と環境の好循環を生み出す	<p>ア 環境価値の創出 事業者の脱炭素に向けた事業活動を支援・推進することで、環境価値の向上を図ります。また、市民・事業者などのさまざまな主体に対して、環境配慮行動や脱炭素経営などの周知啓発に取り組みます。</p> <p>イ 脱炭素技術・産業の育成支援 脱炭素社会の実現につながる新たな技術開発やビジネス創出の支援に、企業や大学等との協働を通じて取り組み、先進技術の社会への普及を図ります。</p>

〔「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」(仙台市、令和3年)より作成〕

表 3.2-42(2) 仙台市地球温暖化対策推進計画の施策体系（適応策）

気候変動影響への適応施策（適応策）	懸念される影響の例	取り組みの例
①気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する ア 農業・林業 イ 水環境・水資源 ウ 自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・高温による農作物の品質低下 ・水温や水質の変化 ・生物の生息・生育適地や分布域等の変化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・高温影響を回避する農作物の栽培方法等に関する周知啓発 ・河川、湖沼、海域等の水環境のモニタリング ・生物多様性の保全に向けた普及啓発 など
②自然災害による被害を最小限に抑える ア 洪水・内水氾濫 イ 高潮・高波 ウ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨や大雨による洪水・内水氾濫や土砂災害の発生 ・海面上昇等による高潮・高波増大 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の維持管理・改修、雨水排水施設の整備 ・地域の実情に合わせた避難行動の支援 ・ハザードマップによる災害危険箇所等の周知 など
③健康に与える影響を把握し軽減する ア 暑熱 イ 感染症 ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季の気温上昇による熱中症患者搬送数の増加 ・節足動物が媒介する感染症のリスク増加 ・気温上昇等による大気中の光化学オキシダント等有害物質の濃度変化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防に関する周知啓発 ・蚊の媒介する感染症に関する情報収集等 ・大気環境等のモニタリング など
④事業活動・生活環境におけるリスクに備える ア 経済活動 イ 都市インフラ・ライフライン等	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の増加等による事業活動の継続や旅行者等への影響 ・短時間強雨の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響 ・ヒートアイランド現象の進行 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の防災力強化の促進 ・災害廃棄物処理体制の確保 ・緑化の推進等によるヒートアイランド現象の緩和 など

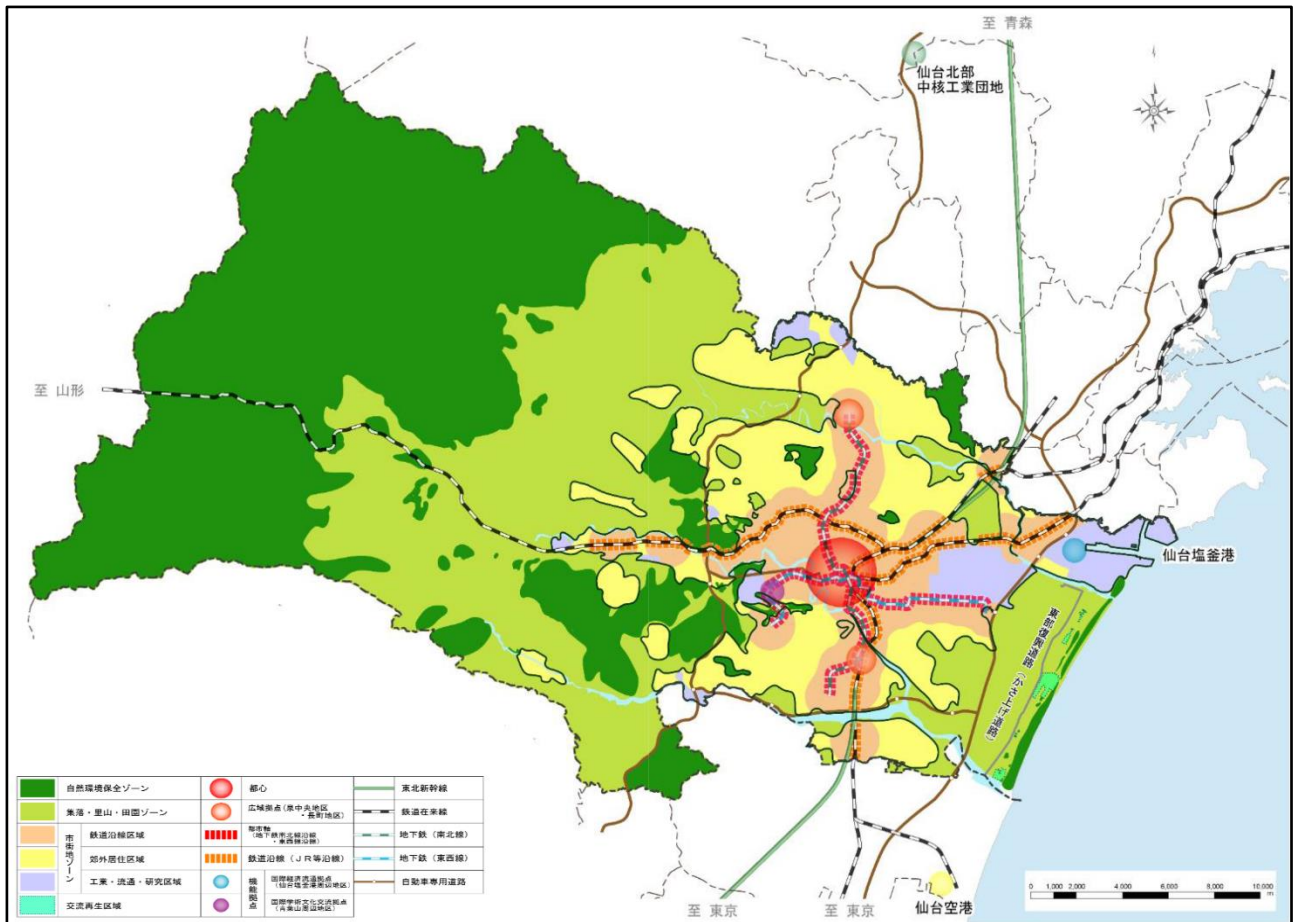
〔「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」(仙台市、令和3年)より作成〕

⑤ その他（仙台市基本計画）

仙台市基本計画は、21世紀半ばを見据えた目指す都市の姿と今後10年間の取り組みの方向性を示す計画であり、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間としている。また、基本計画と実施計画（概ね3年間ごとに策定する中期的な計画目標と具体的な取り組みを示した事業計画）をあわせて仙台市総合計画としている。

基本計画では、自然と調和した持続可能な都市づくりに向け、仙台の地勢や地域の特色を踏まえた土地利用を図るとしている。土地利用区分は図3.2-17のとおりであり、対象事業実施区域は「集落・里山・田園ゾーン」に区分されている。

また、住民をはじめとして、様々な方がつながりを持って、個性あふれる地域づくりを進めるために区ごとの地域づくりの方向性を示している。対象事業実施区域は太白区秋保地域に位置しており、秋保地域の地域づくりの方向性は表3.2-43のとおりである。



〔「仙台市基本計画 2021-2030」(仙台市、令和3年)より作成〕
 図 3.2-17 「仙台市基本計画」における土地利用区分

表 3.2-43 「仙台市基本計画」における地域づくりの方向性(太白区秋保地域)

- ・高齢者や子育て世代が安心して暮らせるよう、豊かな地域コミュニティの維持・確保を支援するとともに、生きがいや活躍できる環境づくりを地域と一体となって進め、健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。
- ・道路改良、防災対策、イノシシ・サルなどの有害鳥獣対策などの課題解消に向けて、地域や関係団体との協働による取り組みを進め、安全・安心して暮らせる生活環境の維持・確保に取り組んでいきます。
- ・空き家を新たな資源と捉え、その利活用について地域との協働による情報提供の体制づくりを進め、子育て世代や農工商起業者などの移住に向けて取り組むとともに、路線バスや地域交通等の持続可能な移動手段の確保について、地域や地域団体と検討を進めます。
- ・地域で活動する団体などの多様な主体と連携し、豊かな自然や歴史、民俗芸能伝承活動などの地域の魅力を活かした交流活動を支援するとともに、二口林道開通を基軸とした観光振興、仙山連携の取り組みを進め、市民や観光客との交流拡大につなげます。
- ・農産物の特産品化の継承を推進し、生産意欲の向上や遊休農地の利活用につなげるとともに、地域ならではの産直活動を支援するなど、観光振興による地域経済の活性化を図ります。

〔「仙台市基本計画 2021-2030」(仙台市、令和3年)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「宮城県立自然公園条例」（昭和 34 年宮城県条例第 20 号）に基づく自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）は表 3.2-44 及び図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に県立自然公園二口峡谷の指定地域がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域
特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）

表 3.2-44 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	地種区分別面積 (ha)						関係市町
	総面積	特別地域				普通地域	
		特別保護地区	第 1 種特別地域	第 2 種特別地域	第 3 種特別地域		
県立自然公園二口峡谷 (昭和 22 年 8 月 1 日)	9,230	—	636	1,959	5,600	1,035	仙台市

〔「国立・国定公園及び県立自然公園」（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

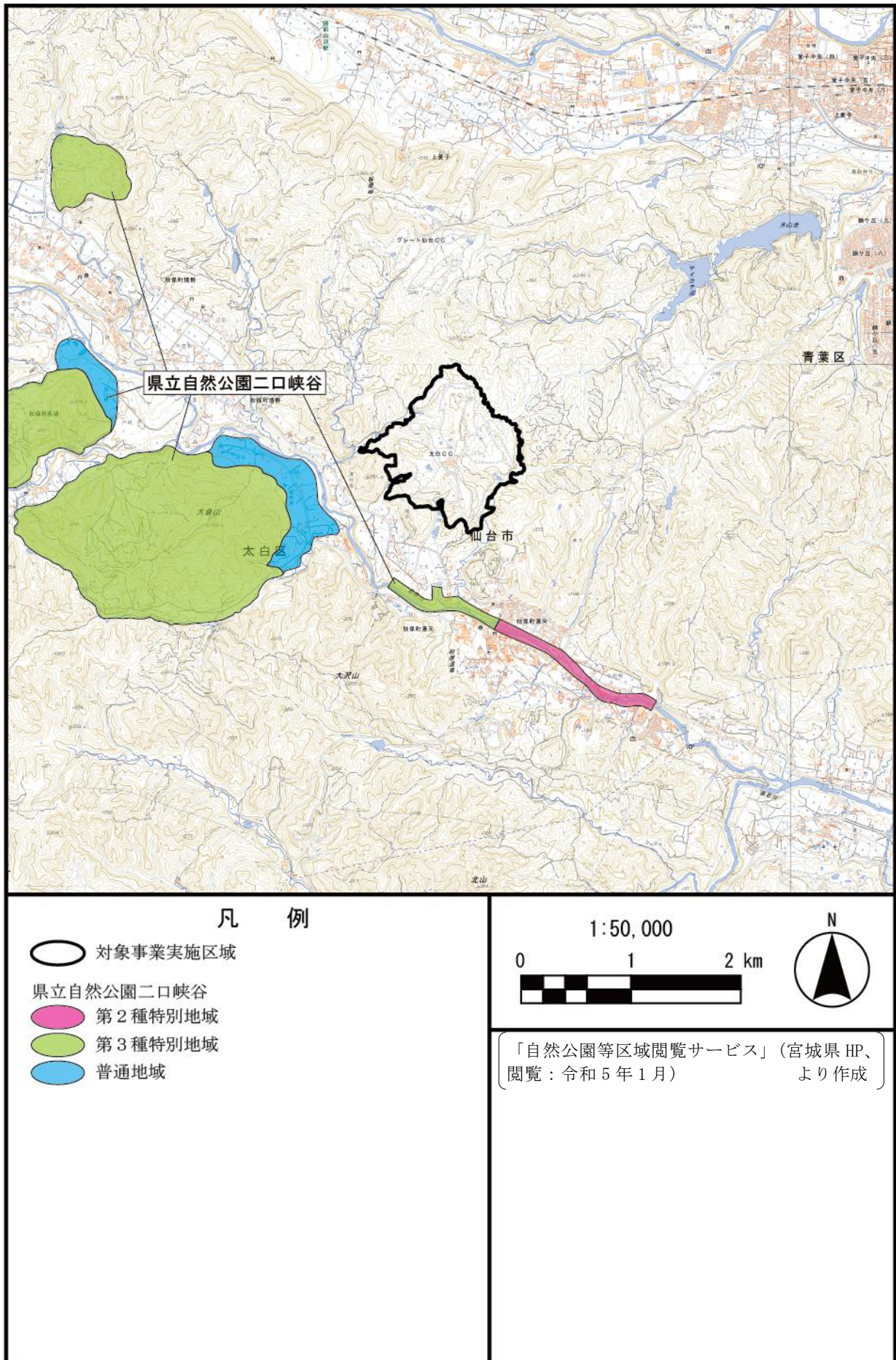


図 3.2-18 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はない。また、「宮城県自然環境保全条例」(昭和 47 年宮城県条例第 25 号)に基づく指定状況は表 3.2-45 及び図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に釜房湖県自然環境保全地域及び蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域がある。

表 3.2-45 環境保全地域の指定状況

区分	名称	位置	指定年月日	総面積 (ha)	保全対象
自然環境保全地域	釜房湖	川崎町	昭和 48 年 8 月 17 日	1,676	クリ・コナラ林、アカマツ林等の植物群落と水面が織りなす自然景観
緑地環境保全地域	蕃山・斎勝沼	仙台市	昭和 51 年 8 月 3 日	1,942	

〔「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号)の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等は表 3.2-46 及び図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に釜房鳥獣保護区等がある。

表 3.2-46 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	存続期限	面積
鳥獣保護区	釜房	令和 9 年 10 月 31 日	2,485 ha
特定猟具使用禁止区域(銃)	仙台西	令和 10 年 10 月 31 日	4,219 ha
指定猟法禁止区域(鉛製散弾)	名取川		816 ha
	広瀬川		441 ha
	碁石川		20 ha

〔「令和 4 年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(宮城県、令和 4 年)より作成〕

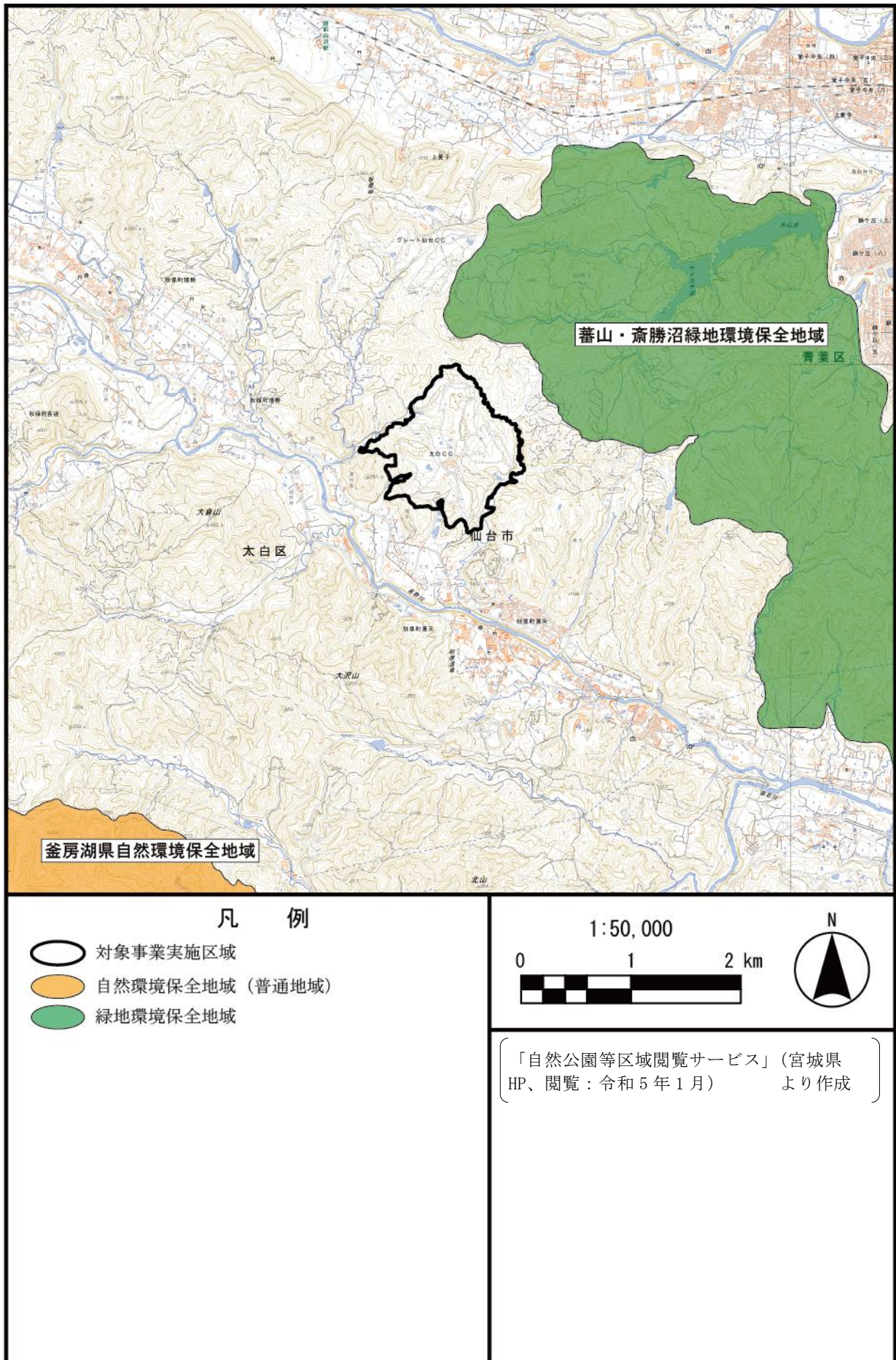


図 3.2-19 環境保全地域の指定状況

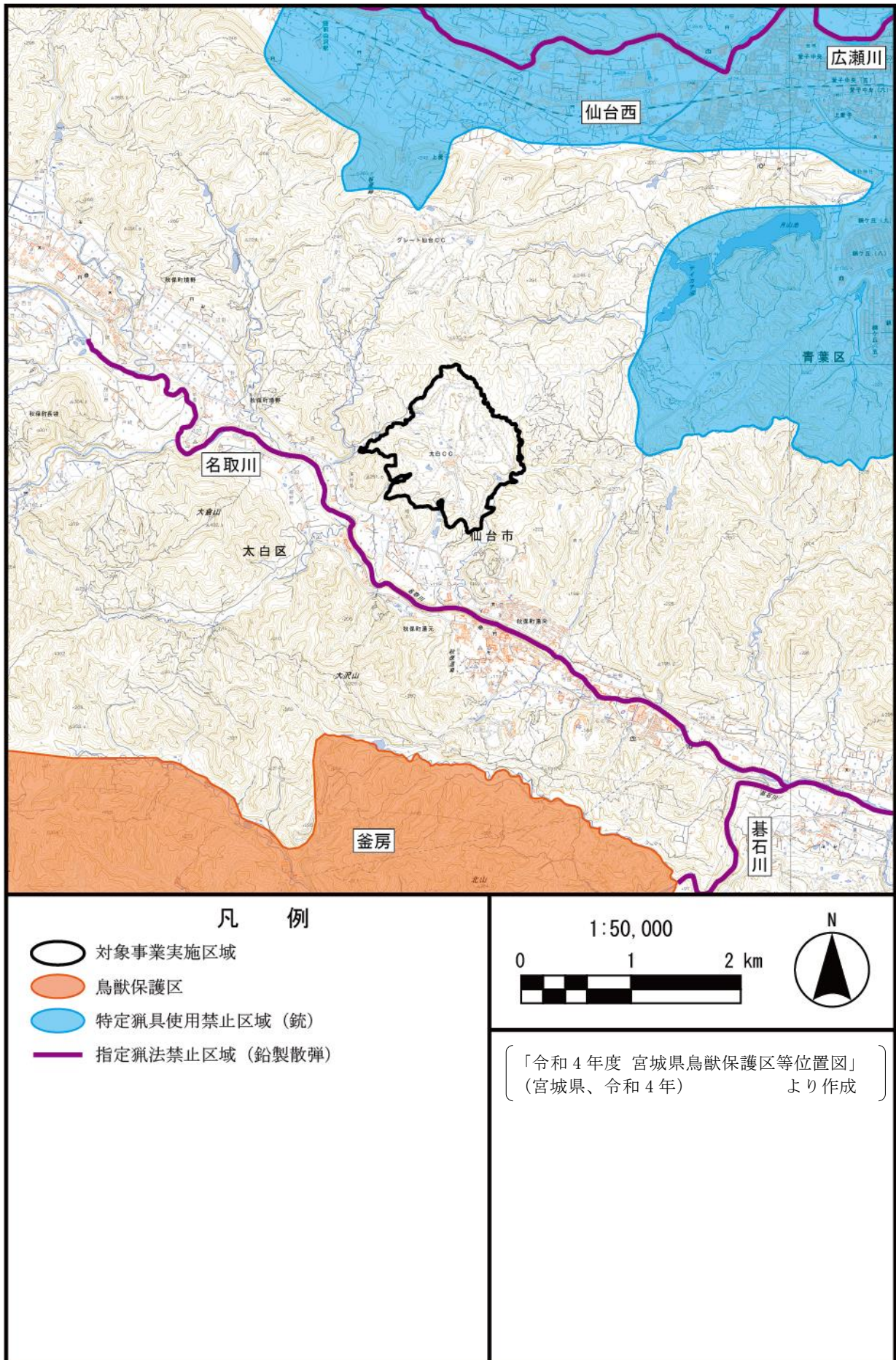


図 3.2-20 鳥獣保護区等の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号）に基づくラムサール条約湿地はない。

(2)文化財

① 指定文化財

対象事業実施区域及びその周囲における、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づく指定文化財の状況は、表3.2-47及び図3.2-21のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に諏訪神社本殿（附、棟札12枚）等がある。

表 3.2-47 指定文化財

種別	指定者	名称	所在地	指定年月日
特別天然記念物	国	カモシカ	宮城県下一円 (地域を定めず指定したもの)	昭和30年2月15日
建造物	宮城県	諏訪神社本殿（附、棟札12枚）	仙台市青葉区愛子字宮下40	昭和38年7月2日

〔「仙台市の文化財」（仙台市HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

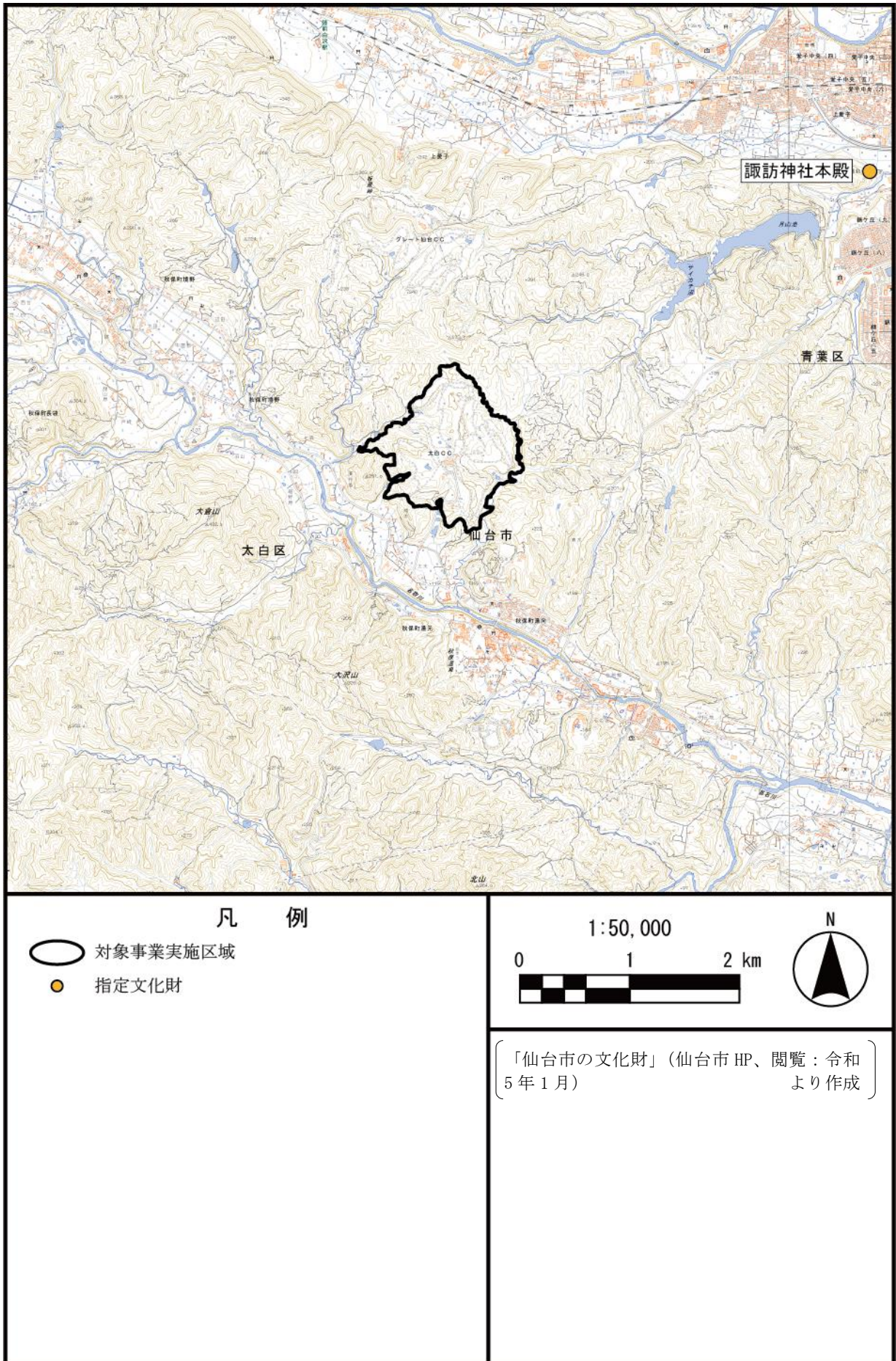


図 3.2-21 指定文化財

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3. 2-48 及び図 3. 2-22 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在が確認されている。

表 3. 2-48(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	桧遺跡	仙台市青葉区上愛子字上志田	散布地	縄文
2	大道B遺跡	仙台市青葉区上愛子字大道	散布地	奈良・平安
3	田中遺跡	仙台市青葉区上愛子字田中	散布地	奈良・平安
4	上十三枚田A遺跡	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田	散布地	奈良・平安
5	上十三枚田B遺跡	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田	散布地	奈良・平安
6	下大柵遺跡	仙台市青葉区上愛子字下十三枚田	散布地	奈良・平安
7	端応寺跡	仙台市青葉区上愛子字倉内	寺院	近世
8	上北遺跡	仙台市青葉区上愛子字下十三枚田	散布地	奈良・平安
9	大清水遺跡	仙台市青葉区上愛子字下沢口・大清水	散布地	奈良・平安
10	中遠野原遺跡	仙台市青葉区上愛子字上北	散布地	奈良・平安
11	柿崎遺跡	仙台市青葉区芋沢字柿崎下	散布地	縄文
12	柿崎橋遺跡	仙台市青葉区芋沢字上遠野原	散布地	縄文
13	松原A遺跡	仙台市青葉区上愛子字上遠野原	散布地	縄文
14	下遠野原遺跡	仙台市青葉区上愛子字下遠野原	散布地	奈良・平安
15	松原遺跡	仙台市青葉区上愛子字松原	散布地	縄文
16	下野遺跡	仙台市青葉区芋沢字下野	散布地	縄文晩
17	北原街道B遺跡	仙台市青葉区上愛子字北原道上	散布地	縄文前・中
18	北原街道遺跡	仙台市青葉区上愛子字街道	散布地	縄文前
19	車A遺跡	仙台市青葉区上愛子字車	散布地	奈良・平安
20	車B遺跡	仙台市青葉区上愛子字橋本	散布地	縄文・奈良・平安
21	平治遺跡	仙台市青葉区上愛子字平治	集落・散布地	縄文・奈良・平安
22	二つ岩遺跡	仙台市青葉区上愛子字二岩	散布地	縄文晩
23	雷神A遺跡	仙台市青葉区上愛子字雷神	散布地	奈良・平安
24	雷神B遺跡	仙台市青葉区上愛子字雷神	散布地	奈良・平安
25	堰内遺跡	仙台市青葉区上愛子字北内	散布地	縄文・古代
26	樋田B遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	縄文・古代
27	蛇台原B遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	縄文・奈良・平安
28	蛇台原A遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	奈良・平安
29	蛇台原C遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	縄文
30	榎遺跡	仙台市青葉区上愛子字蛇台原	散布地	奈良・平安
31	新宮前遺跡	仙台市青葉区上愛子字新宮前	散布地	平安
32	諏訪神社遺跡	仙台市青葉区上愛子字宮下	散布地	近世
33	御殿館跡	仙台市青葉区上愛子字宮	城館	中世
34	境野城跡	仙台市太白区秋保町境野字漆方ほか	城館	中世
35	阿弥陀遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字原	散布地	縄文
36	並木遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字中原ほか	散布地	縄文後・晩
37	原遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字原	散布地	縄文中～晩
38	大原遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字大原	散布地	縄文晩
39	町上原遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字町上原	散布地	縄文
40	町南裏遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字町南裏	散布地	縄文・奈良・平安

〔「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

表 3.2-48(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
41	長楯城跡	仙台市太白区秋保町長袋字館	城館	中世・近世
42	竹ノ内遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字竹ノ内	散布地	縄文・奈良・平安
43	竹ノ内東遺跡	仙台市太白区秋保町長袋字竹ノ内東	散布地	縄文
44	楯山城跡	仙台市太白区秋保町長袋字館山	城館	中世
45	国久五輪原宝篋印塔	仙台市太白区秋保町長袋字国久	宝篋印塔	中世
46	中原遺跡	仙台市太白区秋保町境野字中原	散布地	縄文前・中・古代
47	野尻遺跡	仙台市太白区秋保町境野字野尻	散布地	縄文後・奈良・平安
48	山田遺跡	仙台市太白区秋保町境野字山田	散布地	縄文
49	境野遺跡	仙台市太白区秋保町境野字野尻	散布地	縄文
50	羽山遺跡	仙台市太白区秋保町境野字羽山	散布地	縄文中～晩・古代
51	浜井場遺跡	仙台市太白区秋保町境野字浜井場	散布地	縄文前・中
52	細野原遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字細野原	散布地	縄文中
53	大夫原遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字大夫	散布地	縄文前・中
54	行沢遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字行沢	散布地	縄文早・前・弥生
55	湯元小屋館跡	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙	城館	中世
56	釜土遺跡	仙台市太白区秋保町湯元字釜土	散布地	縄文
57	岩屋堂板碑群（洞窟堂板碑群）	仙台市太白区秋保町長袋字枇杷原	板碑群	中世
58	中谷地遺跡	仙台市太白区茂庭字中谷地南	散布地	縄文早
59	中谷地南遺跡	仙台市太白区茂庭字中谷地南	散布地	縄文・古墳・平安
60	舟木南遺跡	仙台市太白区茂庭字舟木南	散布地	縄文
61	舟木北遺跡	仙台市太白区茂庭字舟木北	散布地	縄文
62	中ノ森遺跡	仙台市太白区茂庭字中ノ森 13	散布地	縄文
63	砂田遺跡	仙台市太白区坪沼字砂田ほか	散布地	縄文早・奈良・平安
64	舟窪遺跡	仙台市太白区坪沼字大苗ほか	散布地	縄文
65	内城Ⅱ遺跡	仙台市太白区坪沼字大苗	散布地	縄文・奈良・平安
66	内城Ⅰ遺跡	仙台市太白区坪沼字内城	散布地	縄文・平安
67	大苗遺跡	仙台市太白区坪沼字大苗ほか	散布地	縄文・弥生
68	十一面観音堂板碑	仙台市太白区坪沼字大苗	板碑	中世
69	青木沢B遺跡	仙台市太白区坪沼字青木沢	散布地	縄文
70	相ノ原遺跡	仙台市太白区坪沼字相ノ原	集落	縄文中・後・平安
71	小塚西遺跡	仙台市太白区茂庭字小塚西	散布地	縄文中
72	青木沢遺跡	仙台市太白区坪沼字立石山	散布地	縄文
73	大貝中遺跡	仙台市太白区坪沼字大貝中ほか	集落	縄文早～晩・古墳・平安
74	芦見遺跡	仙台市青葉区上愛子字峯岸	散布地・製鉄	縄文後・晩・弥生
75	黒森山遺跡	川崎町小野字黒森山	散布地	縄文

〔「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕

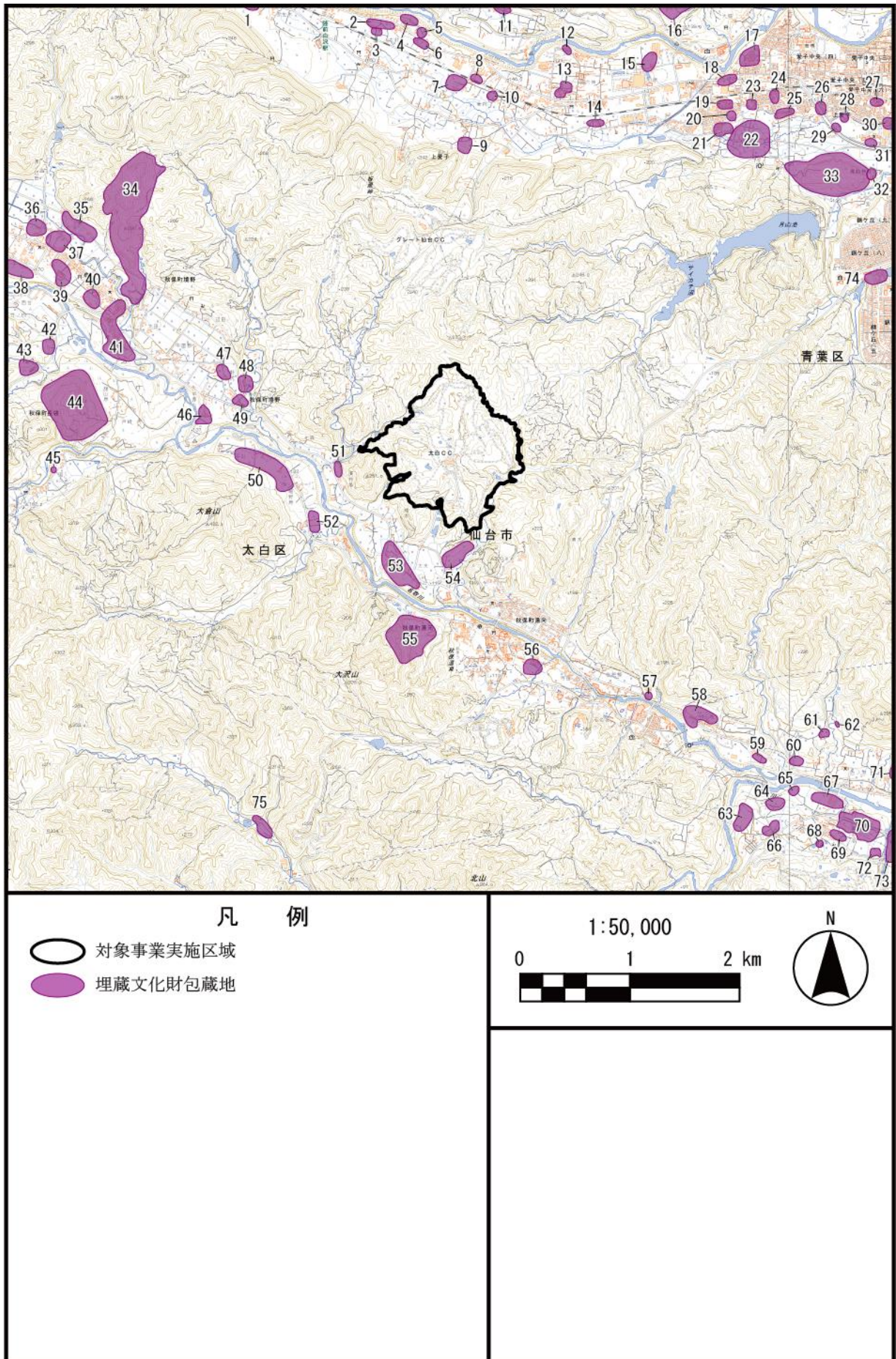


図 3. 2-22 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

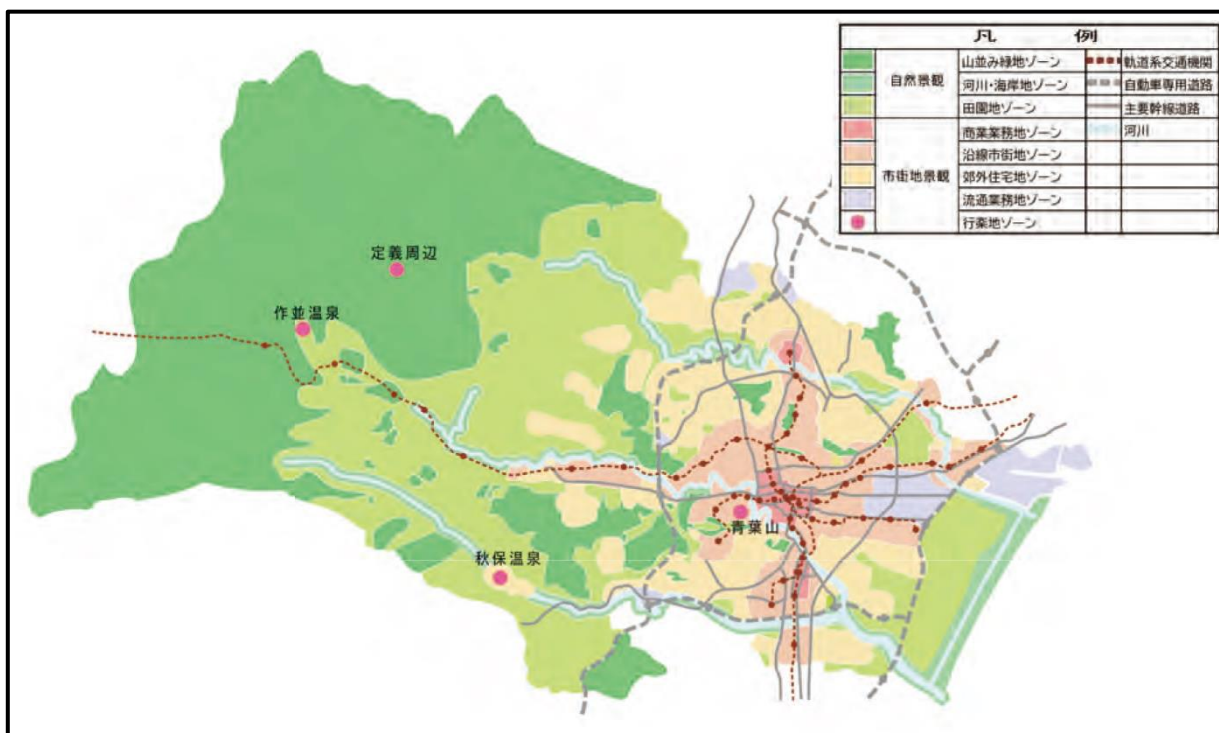
(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

仙台市では、平成7年に「杜の都の風土を育む景観条例」（仙台市条例第5号）を制定し、「杜の都の風土」を仙台固有の財産と位置づけ、仙台にふさわしい魅力的な景観形成に取り組んできた。そうした中、「景観法」（平成16年法律第110号）が制定されたことから、「景観法」に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成21年）が策定された。なお、上位・関連計画が新たに策定されたこと等を受け、周囲の街並みとの調和や、眺望の保全に向けた取り組みを継続するとともに、魅力的な街並み景観の創出を図るため令和4年6月に変更が行われている。

「景観法」第8条の規定により定められた景観計画区域について、仙台市は全域が景観計画区域に指定されている。景観計画区域では、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、それぞれ届出対象行為や景観形成の基準が定められており、建築物及び工作物の新築、色彩の変更等（高さ、面積等基準あり）といった行為には、行為着手の30日前までの届出を義務付けている。

本計画では、図3.2-23及び表3.2-49のとおり景観計画区域を8つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「田園地ゾーン」に位置付けられている。また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」により、景観重要建造物、景観重要樹木を指定しているが、調査範囲内での指定はない。



〔仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成21年、令和4年変更）より作成〕
 図3.2-23 景観計画区域の8つのゾーン区分

表 3.2-49 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や山あいの安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのあるみどり豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・みどりやオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間にみどり豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台塩釜港周辺地区では、ウォーターフロントとして賑わい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

〔「仙台市「杜の都」景観計画」(仙台市、平成 21 年、令和 4 年変更)より作成〕

② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-24 のとおり、対象事業実施区域には保安林の指定はない。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は図 3.2-25 のとおり、対象事業実施区域には砂防指定地の指定はない。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

⑤ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「宅地造成等規制法」(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく宅地造成工事規制区域は図 3.2-26 のとおり、対象事業実施区域には宅地造成工事規制区域の指定はない。

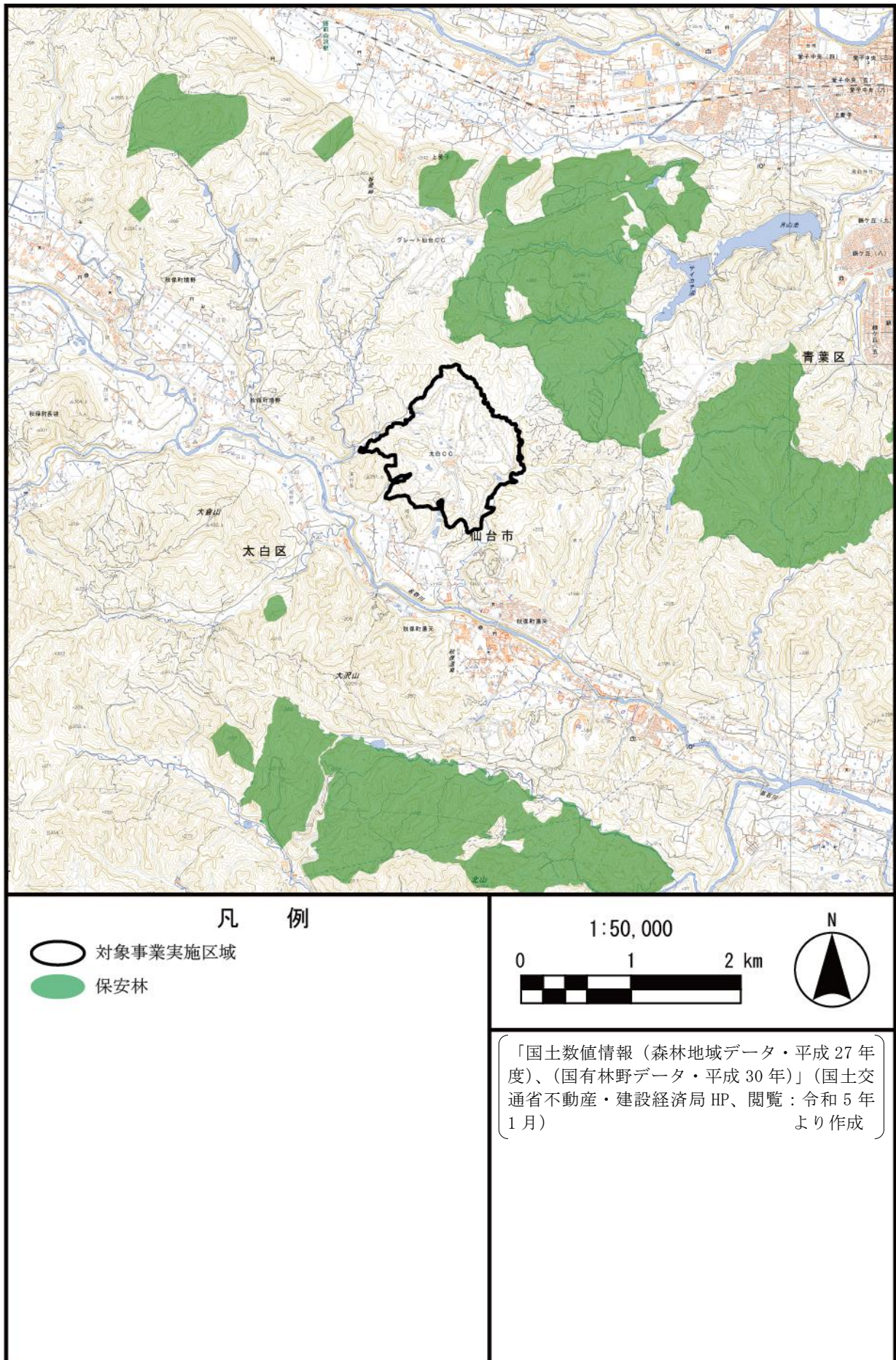


図 3.2-24 保安林の指定状況

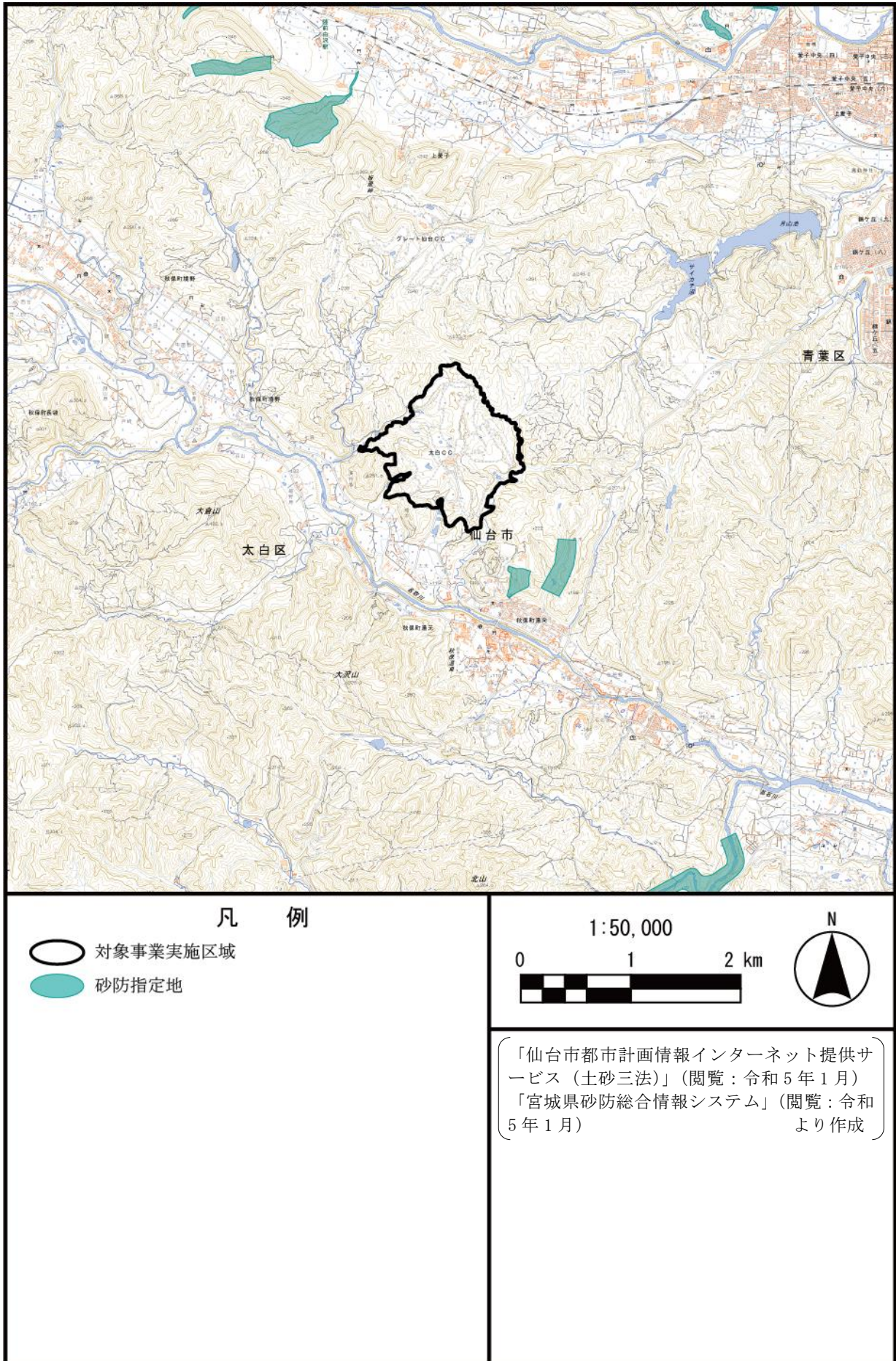


図 3.2-25 砂防指定地の指定状況

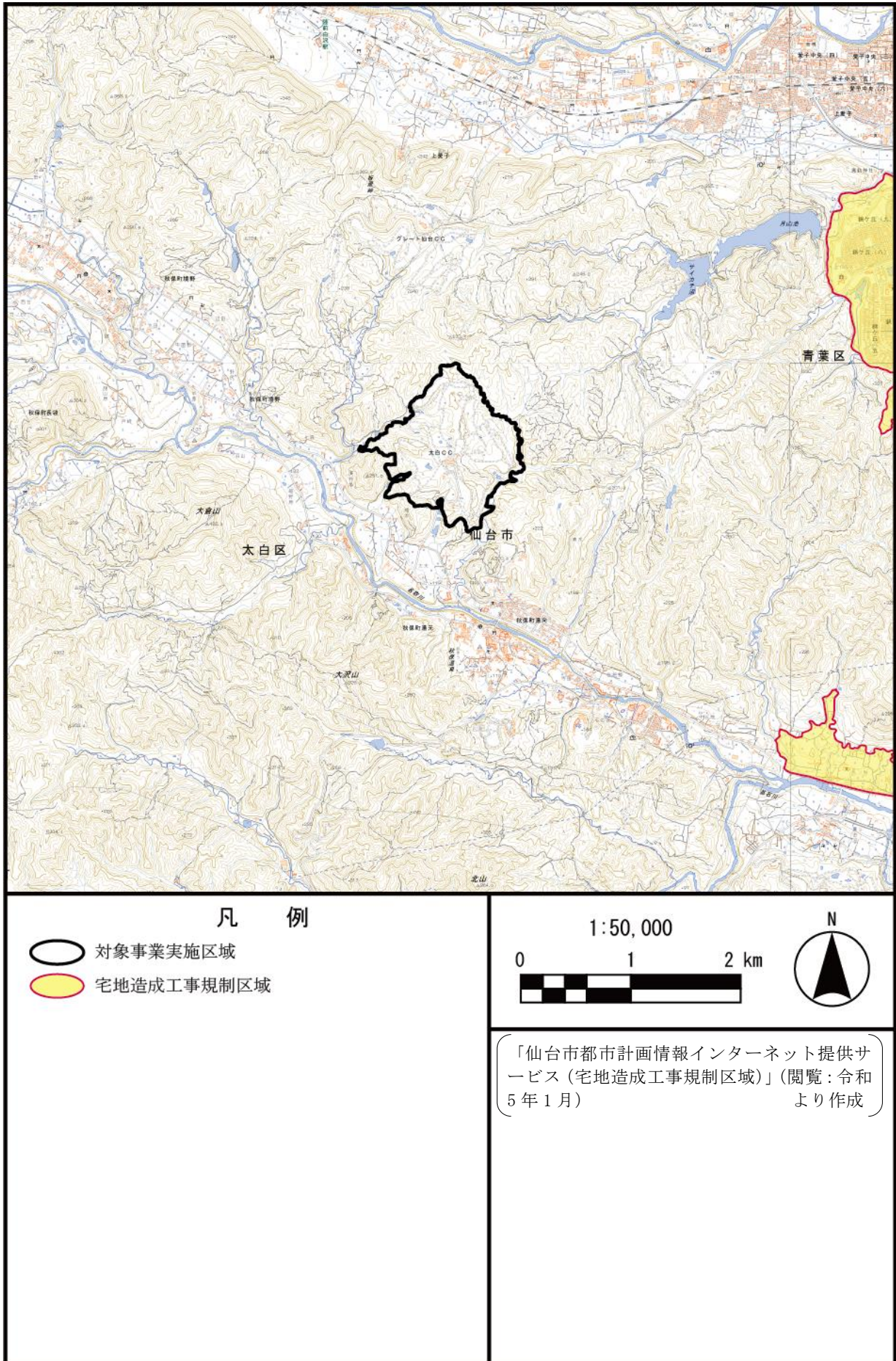


図 3.2-26 宅地造成工事規制区域の指定状況

⑥ **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3. 2-27 のとおり、対象事業実施区域に土砂災害警戒区域が存在するが、土砂災害特別警戒区域の指定はない。なお、「土砂災害特別警戒区域」が開発行為等の制限や建造物の構造規制を受けるのに対して、「土砂災害警戒区域」は建造物等の規制は受けないが、立ち入りの際の警戒避難体制を整備することとされている。

⑦ **山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区**

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」(林野庁、平成 18 年)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区)は図 3. 2-28 のとおり、対象事業実施区域には山地災害危険地区の指定はない。

⑧ **国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所**

国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)は、都道府県が土砂災害の危険性のある箇所を机上調査で抽出したもので、国土交通省が平成 14 年に発表している。対象事業実施区域及びその周囲における土砂災害危険箇所は図 3. 2-29 のとおり、対象事業実施区域には土砂災害危険箇所の指定はない。

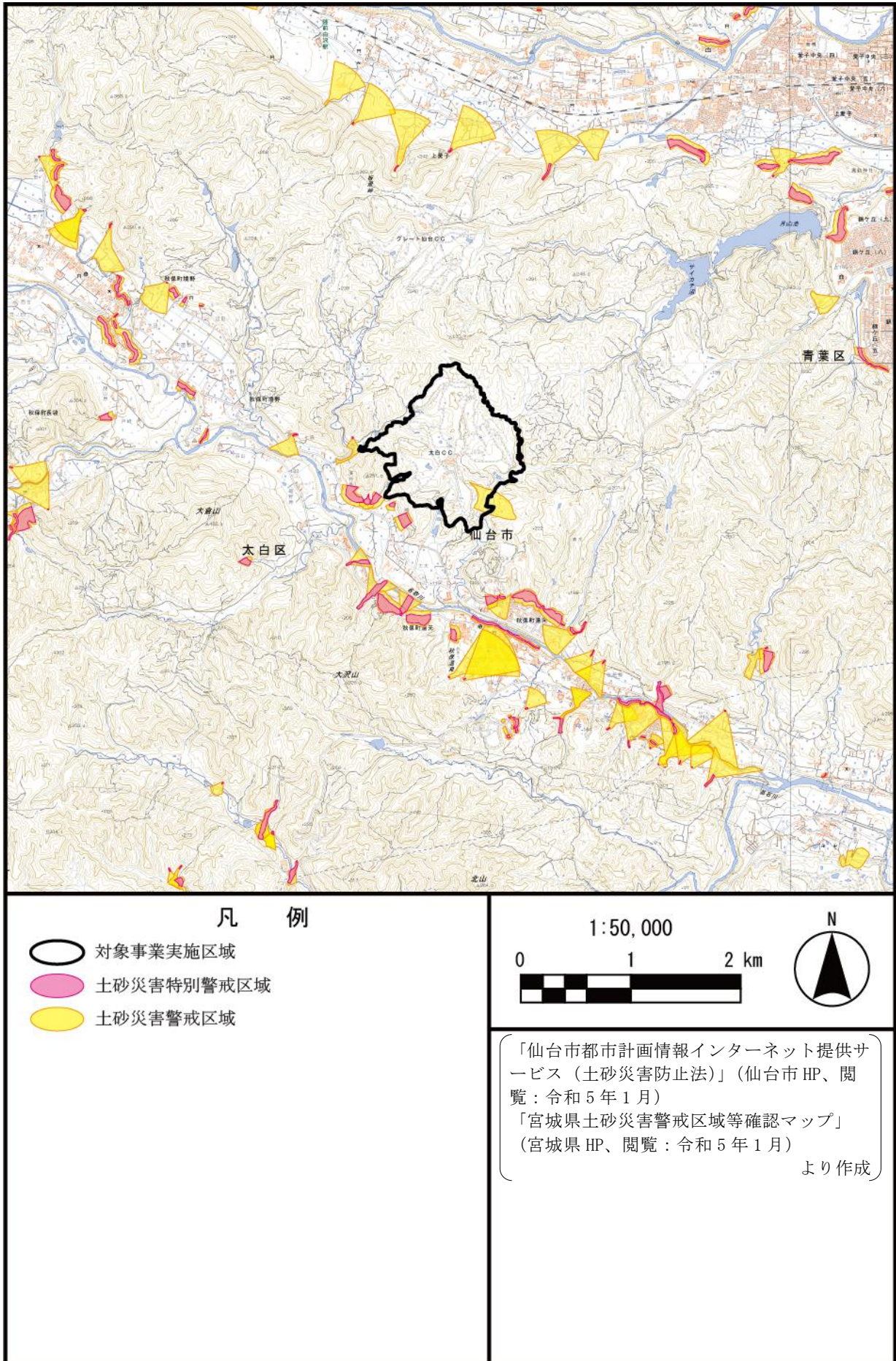


図 3.2-27 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

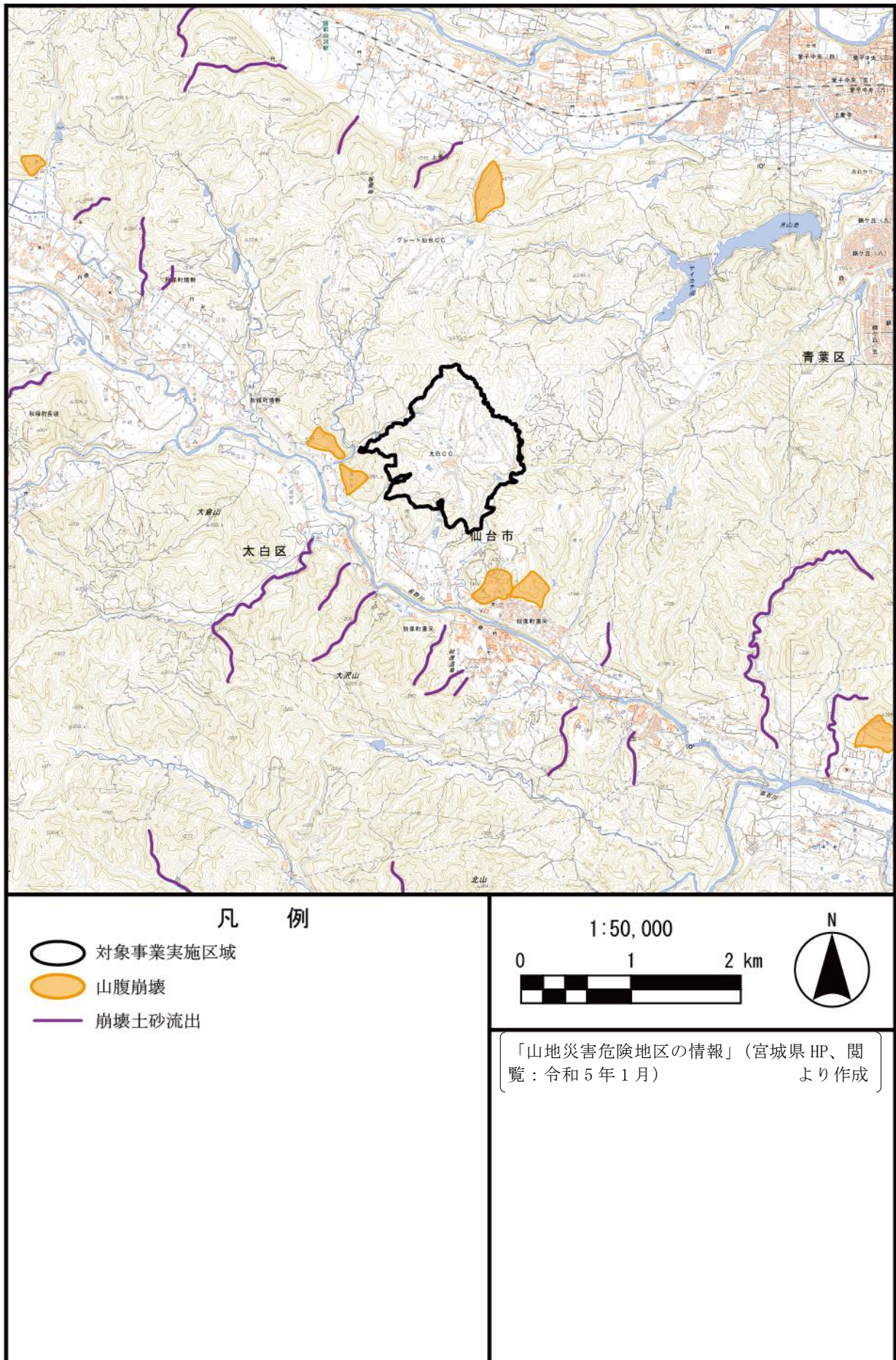


図 3.2-28 山地災害危険地区の指定状況

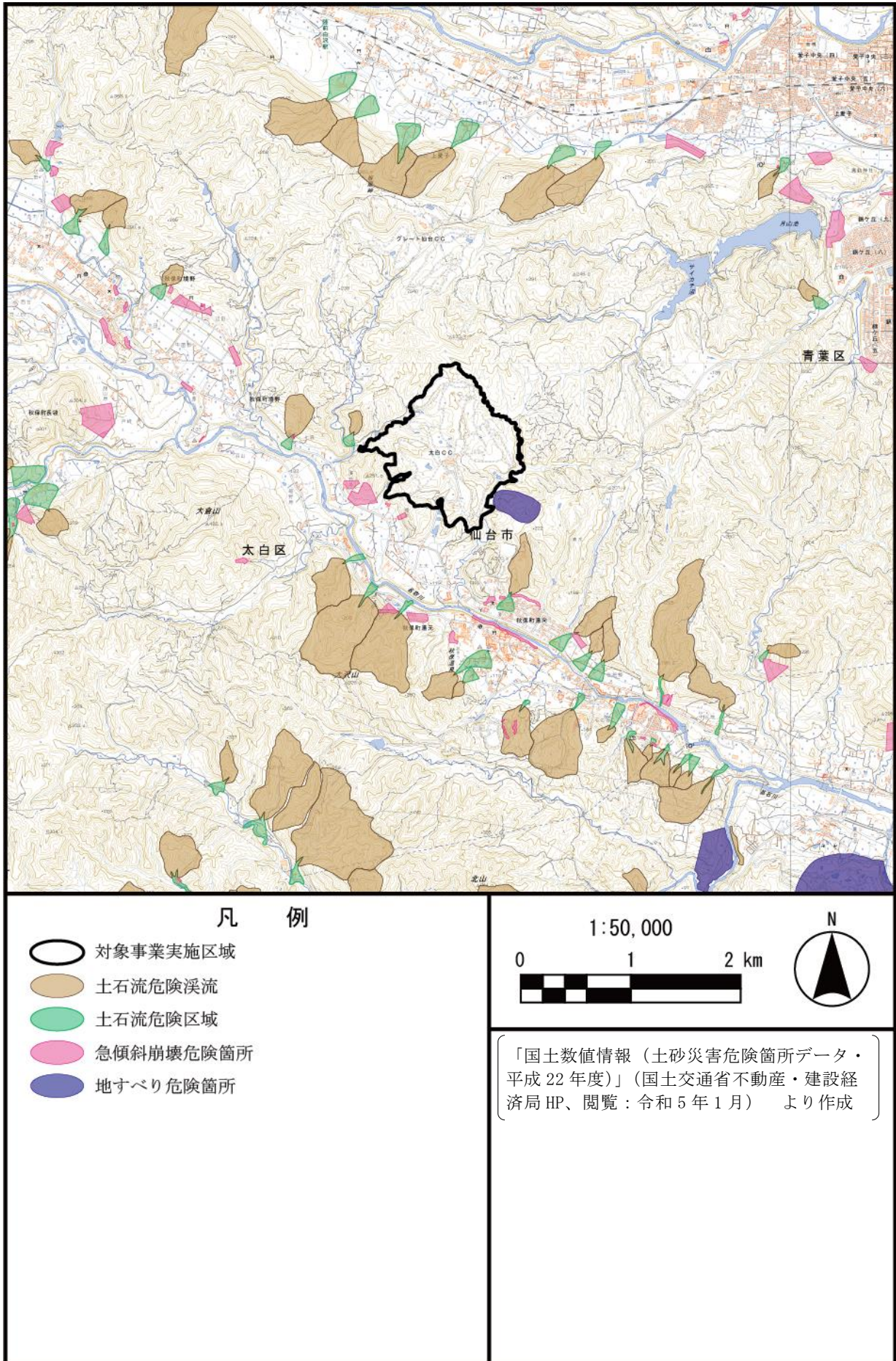


図 3.2-29 土砂災害危険箇所の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-50 のとおりである。

表 3.2-50 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			仙台市	川崎町	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	×
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×
	ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	○	×	×
	広瀬川の清流を守る条例	環境保全区域、水質保全区域	○	—	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	○	×
		水質類型指定	○	○	○	×
	大気汚染防止法	規制地域	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	×	○	○
	振動規制法	規制地域	○	×	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	×	○	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
	宮城県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
	宮城県立自然環境保全条例	自然環境保全地域、緑地環境保全地域	○	○	○	×
	杜の都の環境をつくる条例	保存緑地	○	—	×	×
		保存樹木	○	—	○	×
		保存樹林	○	—	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○	×	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	×
	国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険箇所	○	○	○	×

注：1. 「○」は指定等あり、「×」「—」は指定なし等を示す。

2. 「○*」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のための指定があることを示す。